

## 第一 拋棄の意義

相続の拋棄とは、相続人が自己の爲めに開始された相続の效力を否認する意思表示である。相続の拋棄を爲さんとする者は、その旨を相続開始地の區裁判所に申述することを要する(一〇三八條<sup>非訟一〇四條乃至一〇六條</sup>)。相続の拋棄を爲しうる期間は、自己の爲めに相続の開始ありたることを知りたる日より三ヶ月以内である。既述の如く被相続人の直系卑屬たる家督相続人は、相続の拋棄を爲し得ない(一〇二二條)。

## 第二 拋棄の效力

相続拋棄の效力は、相続開始の時に遡及する(一〇三九條<sup>一〇三九條一項</sup>)。而して數人の遺産相続人ある場合に於て、その一人が拋棄を爲したるときは、その者の相続分は他の相続人の相続分に應じて之に歸屬するのである(一〇三九條<sup>二項</sup>)。相続の拋棄を爲したる者は、その拋棄によつて相続人となりたる者が相続財産の管理を始むることを得るまで、自己の財産に於けると同一の注意を以て其の財産の管理を繼續することを要する(一〇四〇條<sup>一〇四〇條一項</sup>)。この場合に對しては、委任に關する第六四五條、第六四六條第六五〇條一項及び二項の規定の準用ある外か、第一〇二一條二項及び三項の規定の準用がある(一〇四〇條<sup>二項</sup>)。

## 第五節 財産の分離

## 第一款 總 說

## 第一 財産分離の意義

相続が開始された場合に、相続人は被相続人の權利義務を承繼する外、自己固有の權利義務を有することが少くない。若し相続財産と相続人の固有財産とが混同するときは、その財産状態の如何により、或ひは相続債権者及び受遺者の利益を害することがあり又或ひは相続人の債権者に不利益を及ぼすことがある。此處に於て民法は、相続債権者及び受遺者並に相続人の債権者の利益を保護する爲めに、財産分離なる制度を認めたのである。財産の分離とは、裁判所が相続の開始後相続債権者、受遺者又は相続人の債権者の請求によつて、相続財産と相続人の固有財産とを分離せしむることを云ふ。

## 第二 財産の分離と限定承認との關係

既述の如く限定承認は主として相続人の利益保護を目的とし、財産の分離は専ら債権者の利益保護を目的とする。しかし相続人が限定承認を爲したときは、相続財産の限度に於て相続債権者



及び受遺者に對して辨済を爲すに止まるから、事實上財産分離を爲した様な結果となる。そこで財産分離の必要は、限定承認の場合に於ては、消失するが如く思はれる。けれども民法は、一定の場合に付き限定承認の利益を抛棄したるものと看做すことがあるから(一〇二四)、財産分離は限定承認の場合にも、その必要があることになる。

### 第二款 相続債権者又は受遺者の請求

#### 第一 財産分離請求の訴及び其期間

相続債権者又は受遺者は、一定の期間内に財産分離の請求を裁判所に對して爲すことが出来る(一〇四一)。この請求は、相続人を被告とする民事訴訟である。而して右の請求を爲しうる期間は、(イ)相続の時より三ヶ月内又は(ロ)期間に關係なく相続財産と相続人の固有財産とが混合せざる間である。

#### 第二 財産分離請求の効果(相続財産の管理)

財産分離の請求があつても、判決を経て辨済を完了する迄相當の日數を要するから、その間に財産の散逸若くは荒廢を生ずる危険がある。故に右の危険を防止する爲めに、財産分離の請求を受けたる裁判所は、相続財産の管理に必要な處分を命ずることが出来る(一〇四三條)。その處分(非訟六七條)。

の主なるものは管理人の選任である。而して裁判所が管理人を選任したるときは、不在者の財産管理人に關する規定が準用される(一〇四三條二項二)。裁判所が管理人を選任せざるときは、相続人は單純承認を爲したる後と雖も其の固有財産に於けると同一の注意を以て相続財産を管理することを要する(一〇四四)。この場合に於ては、委任に關する第六四五條乃至第六四七條及び第六五〇條一項二項の規定が準用される(一〇四四條二項)。

#### 第三 財産分離を命ずる判決の効果

財産分離を命ずる判決より生ずる効果は、次の如くである。

- (1) 相続人の固有財産と相続財産とは分離せられる。
- (2) 分離請求者は五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に對して、配當加入の申出の公告をせねばならぬ。而して申出期間は二ヶ月以上とする(一〇四一)。
- (3) 分離請求者及び配當加入の申出を爲したる者は、相続財産に付き優先辨済を受くること出来る(一〇四)。
- (4) 財産の分離は之を第三者に對抗することが出来る。しかし不動産に付ては、その登記を爲すことを要する(一〇四)。



(5) 分離請求者及び配當加入を申出でたる者は物上代位権を有する(一〇四六條)。  
 (6) 財産分離請求者及び配當加入の申出を爲したる者は、相続財産に付き充分なる辨済を受けざりし場合に限り、相続人の債権者が辨済を受けたる後に於て相続人の固有財産より辨済を受けることが出来る(一〇四八條)。

(2) 相続人は相続開始後三ヶ月内及び配當加入申出期間内に於ては辨済の請求を拒むことが出来る(一〇四七條)。その期間經過後に於ては、分離請求者及び配當加入の申出を爲したる者に對して限定承認の場合に準じて辨済を爲すのである(一〇四七條)。尙ほ第一〇四七條三項參照

#### 第四 財産分離請求の阻止

相続人は、その固有財産を以て相続債権者若くは受遺者に辨済を爲し又は之に相當の擔保を供して、財産分離の請求を阻止し又は其の效力を消滅せしめることが出来る。但し相続人の債権者が、之によつて損害を受くべきことを證明して異議を述べたときは、例外である(一〇四九條)。

#### 第三款 相続人の債権者の請求

相続人の債権者は、相続人が限定承認を爲しうる間(一〇二二條)又は相続財産と相続人の固有財産とが混合せざる間は、財産分離の請求を爲すことが出来る(一〇五〇條)。この場合に於ける財産分離の

請求に對しては、限定承認に關する第一〇二七條、第一〇二九條乃至第一〇三六條の規定の準用がある外、相続債権者の爲めの財産分離の請求に關する第一〇四三條乃至一〇四五條及び第一〇四八條並に第三〇四條の規定が準用される(一〇五〇條)。

### 第六節 相続人曠缺

#### 第一 相続人曠缺の意義

(1) 相続人の曠缺とは、相続人の有無が分明ならざる場合を云ふ。従つて相続人はあるが其の所在の不明なる場合又は相続人なきことに確定した場合は、相続人曠缺の場合ではない。抑も家督相続の場合なると、遺産相続の場合なるとを問はず、相続開始の時に當り相続人の在ること分明ならずして永く相続財産を放置して置くときは、國家經濟上不利益なる結果を生ずることが多い。そこで民法は、この場合を相続人曠缺と稱し、その相続人が分明となるか又は相続人なきことに確定するまで相続財産を法人となし、之に管理人を置くこととしたのである(一〇五一條)。

(2) 問題は果して如何なる場合に、相続人分明ならずと云ひ得るかと云ふ點である。抽象的に云へば、相続人曠缺の手續をとらねばならぬ程度に相続人搜索の必要がある場合である。従つて



法定又は指定の家督相続人のあることが不明であり且つ相続開始後相當の期間経過するも尙ほ選定家督相続人の選定される見込がないときは、相続人曠缺の場合と云ひうるであらう。遺産相続の場合には戸主が最終順位の相続人となつて居るから、相続人曠缺を生ずる餘地なき様に思はれるが、先順位者あるや否や不明であり且つ最終順位の戸主に付き現在曠缺の状態が生じて居るならば、矢張り相続人曠缺の場合と云へると思ふ。尙ほ相続法改正要綱第十三の一を参照せられたい。

## 第二 相続財産の法人格

(1) 相続人曠缺の場合には、相続財産管理の必要上、民法は相続財産に法人格を與へたのである(一〇五)。我國は家族制度の國であるから、家を法人として之に人格を與ふことが至當であつた。然るに現行法では家に人格を認めなかつたから、相続人曠缺の場合に對して、相続財産に法人格を擬制せねばならなくなつたのである。尙ほ相続法改正要綱第十三の二では、相続財産を法人とせぬこととした。

(2) 相続財産法人の人格は何時から發生するものであるか。理論上被相続人死亡の時である。而して其の活動は管理人によつて行はれることになる。この法人は、相続人あること分明なるに

至りたるときは、遡及的に消滅する(一〇五)。

## 第三 相続財産管理人の選任

(1) 相続財産法人が成立せるときは、裁判所は利害關係人又は檢事の請求により相続財産の管理人を選任し、遅滞なく其の旨を公告することを要する(二〇五)。管理人は相続財産法人を代表する。而して不在者の財産管理人に關する規定が準用せられ(一〇五三條二七、一〇五三條二七、その義務として相続債權者又は受遺者の請求あるときは之に相続財産の状況を報告せねばならぬ(四〇五)。

(2) 相続人あることが分明になれば、相続財産法人は始めから存立しなかつたものと看做される(一〇五)。しかし既に管理人が其の権限内に於て爲したる行爲は、その效力を失はぬのである(一〇五)。この規定は管理人と取引したる相手方を保護することを目的とする。而して管理人の代理權は、相続人が相続の承認をなす迄は消滅せぬ(一〇五六)。この場合には管理人は相続人に對して遅滞なく管理の計算を爲さなければならぬ(一〇五六)。同様に相続人の不存在が確定し、相続財産が國庫に歸したる時に於ても、管理人の代理權は消滅する。

## 第四 相続財産の清算

相続財産の管理人は、裁判所の選任公告後二ヶ月以内に相続人あることが分明せざるときは、



遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に對して、二ヶ月以上の期間を定めて其の間に請求の申出を爲すべき旨を公告することを要する(七〇五)。而して其の公告には、若し右の期間内に申出ない債権者又は受遺者の権利は清算から除斥する旨を附記すべく又知れたる債権者及び受遺者に對しては各別に申出を求むる通知を爲さなければならぬ(七〇五七條二項三項)。尙ほ債権の辨濟を爲すに當つては、限定承認に關する第一〇三〇條乃至第一〇三七條の規定が準用されるが、第一〇三四條但書の規定は準用されぬ(一〇五七條二項)。

#### 第五 相続人の搜索

管理人選任の第一回公告と、相続債権者及び受遺者に對する請求の申出を促す第二回公告があつても尙ほ相続人あること分明ならざる場合には、裁判所は管理人又は檢事の請求によつて第二回公告に定めた申出期間満了後一年以上の期間を定め、相続人あらば右の期間内に其の権利を主張すべき旨を公告することを要する(一〇五八條)。

#### 第六 相続財産の國庫歸屬

第三回の公告に定められた期間が満了しても相続人たる権利を主張する者が無いときには、相続財産は國庫に歸屬する(一〇五九條二項前段)。この場合には管理人は遅滞なく國庫に對して管理の計算を

しなければならぬ(一〇五九條二項後段)。相続財産が國庫に歸屬した後には、相続債権者及び受遺者は國庫に對し其の権利を主張し得ない(一〇五九條二項)。尙ほ相続法改正要綱第十三の三を参照せられたい。學者によつては、相続人曠缺により國庫に財産が歸屬する場合が稀なる現狀に於ては、改正要綱の規定は實益がないと、主張して居る。

## 第七節 遺留分

### 第一款 遺留分の概念

遺留分とは、相続財産の一部であつて、被相続人の自由に之を處分することを許さず必ず相続人に取得せしむることを要する財産のことである。(イ)元來相続財産は相続開始前に於ては被相続人の所有に屬するが故に、被相続人は自由に之を處分しうべき筈である。然れども若し被相続人が相続人以外の者に其の財産の全部又は大部分を贈與又は遺贈することを許すものとすれば、相続人の利益を害すること甚しく、殊に家督相続の場合に於ては之が爲めに一家を破滅に陥らしめる危険がある。此處に於て遺留分の制度の必要性が承認せられるのである。(ロ)筆者は遺留分の制度を以て、家督相続に付き絶對的に必要なるものであると考へる。之に反して遺産相



續に對しては此制度は、絶對的のものではないと思ふ。(ハ)遺留分は被相続人が爲す贈與又は遺贈に對する制限である。(ニ)遺留分の規定に反する被相続人の贈與又は遺贈は無効ではなく、唯だ相続人より減殺請求權の行使を受くるに過ぎぬ。(ホ)遺留分は、相続財産上の包括的な利益の價格であつて、特定した財物ではない。(ヘ)遺留分は後述する減殺請求權によつて擔保せられる。遺留分權利者は減殺請求權を行使することを強制されぬ。しかし筆者は、少くとも家督相続人は、減殺請求を爲すべきものであると思ふ。尙ほ相続法改正要綱第十七の二を参照せられたい。

## 第二款 遺留分の種類及び額

- (1) 遺留分には、家督相続人の遺留分と遺産相続人の遺留分とがある。
- (2) 家督相続人は必ず遺留分を有する。唯だ家督相続人の種類によつて、其の額を異にするに過ぎぬ。(イ)法定家督相続人たる直系卑屬は被相続人の財産の半額の遺留分を有する(條二三〇)。代襲相続人の遺留分も亦、之と同様である(九一四六條)。(ロ)其他の家督相続人は三分の一の遺留分を有する(條二三〇)。
- (3) 戸主を除き其の他の遺産相続人は遺留分を有する。(イ)遺産相続人たる直系卑屬は同順

位者全體にて、被相続人の財産の半額の遺留分を有する(條一三二)。而して其の共同相続人間の遺留分は、相続分と同一の割合による(六一四)。(ロ)遺産相続人たる配偶者又は直系尊屬の遺留分は三分の一である(條二三二)。直系尊屬が數人あるときは、相続分の割合による(六一四)。例へば嫡出子甲及び庶子乙丙ある場合には、三人で遺産の半額の遺留分があり、甲は四分の一の遺留分となり、乙及び丙は各々八分の一の遺留分となる。又直系尊屬が二名ある場合には、二名にて遺産の三分の一の遺留分がある。従つて各自の遺留分は六分の一となる。尙ほ相続法改正要綱第十七の一によると、遺産相続人たる配偶者及び直系卑屬あるときは、その遺留分を遺産の三分の二とし配偶者のみある場合に於ては半額として居る。(ハ)代襲相続人は被代襲者と同一の遺留分がある(五一四六條九九)。(五條一〇〇五條)。

## 第三款 遺留分の算定

(1) 遺留分の額即ち被相続人の財産と遺留分との比率は、既述の如く法律上一定して居る。問題は被相続人の財産の算定の點に存する。従つて民法は此點に付き、次の如き規定を設けたのである。即ち遺留分は、被相続人が相続開始の時に於て有せし財産の價額に其の贈與したる財産の價額を加へ其の中より債務の全額を控除して之を算定する(條二三二)。而して(a)條件附權利又



は存続期間の不確定なる権利は、裁判所に於て選定したる鑑定人の評價に従ひ、その價額を定める(一三三二)。(b) 家督相続の特権に屬する権利に付ては、その價額は遺留分の算定より除外する(一三三三)。(c) 相続財産に關する費用も同様に除外される(七九六)。

(2) 以上の次第であるから、遺留分の算定を爲すには、先づ被相続人が相続開始當時に於て有せし積極財産の價額を定めなければならない。此場には前掲(a)の點に注意すべきである。而して其の總額より(b)と(c)の價額を控除する。次に右の額に贈與及び遺贈の價額を合計する。此場合に於て(i) 贈與は相続開始前一年間に爲したるものに限るのが原則であるが、當事者雙方が遺留分権利者に損害を及ぼすことを知つて爲したる贈與は一年前に爲したるものであつても其の價額を合計する(一三三三)。又(ro) 假令有償行爲であつても不相當の對價を以て爲したるものは、當事者雙方が惡意なるときは之を贈與と看做して、その價額を合計する(二一四)。贈與の目的物が受贈者の行爲によつて滅失し又は價格が増減したるときと雖も、相続開始當時尙ほ原狀にて存するものとして其の價額を定める(一四六條一〇〇)。(七條一〇〇八條)。

(3) 以上の如くにして合計された總額から債務の總額を控除したものが、被相続人の財産となり、之を基礎として遺留分の額が定まる。

#### 第四款 贈與及び遺贈の減殺

##### 第一 減殺の意義

被相続人が自由に處分することを得べき範圍を超過して贈與又は遺贈を爲したるときは、遺留分権利者及び其の承繼人は遺留分保全の爲めに其の超過部分に付き贈與又は遺贈の效力を減殺することが出来る(四條一三三)。之を贈與又は遺贈の減殺と云ふ。減殺請求權の性質は形成權である。蓋し遺留分権利者の一方的の意思表示によつて、當然に減殺の効果が生ずるからである。尙ほ減殺は必要なる限度に止まることを要する。

##### 第二 減殺の順序

減殺の順序として民法の規定するところは次の如くである。

- (1) 遺贈と贈與が併存するときは、先づ遺贈を減殺する(六一三)。
- (2) 數個の遺贈あるときは其の目的の價額の割合に應じて之を減殺する。但し遺言者に別段の意思あるときは之に従ふ(七一三)。
- (3) 數個の贈與が併存するときは、その減殺は後の贈與より始め、順次に前の贈與に及ぶのである(八一三)。



第三 減殺の効力

- (1) 減殺を受くべき受贈者は、その返還を爲すべき財産を現物にて返還すべきは勿論、尙ほ減殺の請求ありたる日以後の利息その他の果實をも返還せねばならぬ(九三)。
- (2) 負擔附贈與は、その目的の價額中より負擔の價額を控除したるものに付き、その減殺を請求すべきである(一一四)。
- (3) 條件附權利又は存續期間の不確定なる權利を以て贈與又は遺贈の目的と爲したる場合に於て、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分權利者は裁判所に於て選任したる鑑定人の評價による價格に従ひ減殺すべき部分を引去り、その殘額を直ちに受贈者又は受遺者に給付することを要する(一一三五條一、一二三條二項)。
- (4) 不相當の對價を以て爲されたる有償行爲は當事者雙方が悪意なる場合に限り、之を贈與と看做し、減殺の請求を爲しうる。この場合に於て遺留分權利者が減殺の請求を爲すには、その對價を返還せねばならぬ(一一四)。
- (5) 受贈物を轉讓し又は其の上に權利を設定したる場合には、受贈者は遺留分權利者に其の贈與の價額を返還することを要する。但し讓受人が悪意なるときは受贈物自體に對しても減殺の請求を爲しうる(一一四)。
- (6) 受贈者及び受遺者は、減殺を受くべき限度に於て目的物の價額を弁償して、その返還義務を免かれることが出来る(一一四)。
- (7) 減殺を受くべき受贈者の無資力によつて生じたる損失は、遺留分權利者の負擔となるのである(一一四)。

尙ほ贈與の減殺によつて得たる財産は、相續費用を負擔せぬ。

第四 時 效

遺留分減殺請求權の時効に付ては、第一一四五條に規定がある。之によると減殺請求權は一年又は十年の消滅時効によつて、消滅することになる。



## 第八章 遺言法

## 第一節 遺言制度の沿革

(1) 死者の遺志を尊重することは、古來から存在した。しかし死者の遺志に法律的價值を認める制度即ち遺言制度が確立したのは、或る程度の文化の發達を前提とするのである。而も遺言は主として財産に關して爲されるのが常であるから、遺言と私有財産制とは密接な關係があるものと云つて良し。

(2) 今日の遺言法は、その源をローマ法に發するものと云ふことが出来る。尤もローマ法の遺言制度は、必ずしも財産に重點を置いたのではなく、寧ろ相続人を定むることに其の重點が置かれて居つた様である。しかし家督の相続は必然的に財産の相続と關連するから、今日の遺言法がローマ法より出發したものであると云ふ點は、誤謬ではない。唯だ今日歐米諸國に於ては家督相続はないので、遺言法は財産にのみ關するものとなつたのである。

(3) 我國に於ては既に大寶の戸令に於て、遺産の死後處分を認めて居る。即ち我國に於ても相

當古き時代より遺言制度が存在したものと、云ふことが出来る。徳川時代に於ては武家は、その封祿を遺言で分割することは許されなかつたが、その他の家産の遺贈を禁じたものとは思はれない。尤も我國に於ては今日尙ほ家督相続の制度が存在して居る位であるから、遺言の内容は歐米諸國の今日の遺言と異なり、古來より家督相続と密接な關係があつたのである。

(4) 遺言制度の存在理由は、國情の如何によつて必ずしも同一ではない。歐米諸國に於ては之を以て單に私有財産の維持保存の爲めと解せられるであらう。しかし我國の如き家族制度の國に於ては、この制度は家族制度の維持と無關係ではあり得ない。現行法は歐米の思想の影響を受けた結果として、遺言法の内容は必ずしも妥當とは云ひ得ない。筆者は、遺留分の範圍を擴大して、遺言による被相続人の自由處分を嚴格に制限する必要ありと、信するのである。

## 第二節 遺言の性質

## 第一 遺言の意義

遺言とは、遺言者が其の死後に於て效力を生ぜしむる目的を以て爲したる相手方なき要式の單獨行爲である。(イ)遺言は遺言者の意思表示である。(ロ)遺言の效力は遺言者の死亡後に發



生するが、遺言が法律行為として成立するのは、その表示行為が完了したる時である。(ハ)遺言は相手方なき單獨行為である。(ニ)遺言は要式行為である。即ち法定の形式を具備せざる遺言は無効である。(ホ)遺言の内容は強行法の規定又は公序良俗に反してはならぬ。けれども強行法の規定又は公序良俗に反せざる内容の總てに付き、遺言を爲しうるものと解してはならぬ。即ち遺言の内容は法律に於て豫定されて居る。

### 第二 遺言事項

遺言を以て爲しうる法律行為は次の如くである。

- (1) 後見人の指定(九〇一條)
- (2) 後見監督人の指定(九一〇條)
- (3) 親族會員の指定(九四五條)
- (4) 相続分の指定及び其の指定の委託(二〇〇六條、二〇〇七條)
- (5) 遺産分割方法の指定及び其の指定の委託(二〇二〇條)
- (6) 遺産分割の禁止(二〇二一條)
- (7) 遺産分割の場合の法定擔保責任の變更(二〇二六條)

- (8) 遺言執行者の指定及び其の指定の委託(二一〇八條)
- (9) 遺贈の減殺方法の指定(二一三七條)
- (10) 私生子の認知(八二九條二項)
- (11) 養子縁組即ち遺言養子(八四八條)
- (12) 家督相続人の廢除及び其の取消(九七六條、九七七條四項)
- (13) 遺産相続人の指定及び其の取消(二〇〇〇條)
- (14) 家督相続人の廢除及び其の取消(九八一條)
- (15) 財産の死後處分即ち遺贈(一〇六條)及び遺言による寄附行為(四一條二項)
- (16) 信託(信託法二條)

以上の内で(1)乃至(9)は生前には爲し得ないが、(10)乃至(16)は生前行為としても又遺言としても成立しうる。

### 第三 遺言能力

遺言は法律行為であるが、財産法上の法律行為ではないから、その能力に付ては民法總則の規定に従はない。即ち(イ)遺言を爲しうる能力は、遺言制度の趣旨に照して、意思能力あれば足



る。而して民法の規定によると、満十五年に達したる者は獨立して完全に有效なる遺言を爲すことが出来る(二〇六二條)。(ロ)遺言者は遺言を爲すときに於て、意思能力を有することを要する(三〇六)。(ハ)意思能力なき者は遺言を爲し得ない。又満十五年未滿の者も遺言するを得ない。然るに遺言は代理に親まざる法律行爲であるから、此等の者の法定代理人は此等の者に代つて遺言を爲し得ず又此等の者の遺言に對して有效な同意を與へることを得ない。(ニ)以上の次第であるから、準禁治産者及び妻は勿論のこと、禁治産者と雖も本心同復中に於ては獨立して有效なる遺言を爲しうる(二〇六)。(三)但し禁治産者が本心に復して居ることは、醫師二人以上の立會によつて證明せられることを要する(三〇七)。

### 第三節 遺言の方式

#### 第一 遺言の方式の意義

(1) 遺言は民法の定めたる方式に従はねばならぬ(一〇六)。(二)即ち遺言は要式行爲である。法定の方式に従はぬ遺言は無効となる。元來遺言は、遺言者の死後に於て其の效力を生ずるのであるから、その意思が果して遺言者の眞意なりや否やを確かめる方法が無い。そこで嚴重なる方式を定

めて、遺言者の意思の確實性を維持せんとしたのである。尤も方式が餘りに煩雜なるときは、遺言の利用が阻害せられる虞を生ずる。筆者は現行法の遺言の方式は稍々煩雜に過ぎる様に思ふ。(2) 遺言の方式には、普通方式と特別方式との別がある。前者は更に(イ)自筆證書、(ロ)公正證書及び、(ハ)秘密證書によるものに分たれる(七〇六)。(三)以下に於て此等の方式に付き説明することとしよう。

#### 第二 普通方式

##### (1) 自筆證書による遺言

自筆證書によつて遺言を爲すには、次の如き方式に従ふことを要する(八〇六)。(イ)遺言者が遺言書の全文、日附及び氏名を自書し之に捺印することを要する。(ロ)遺言者は遺言書の作成に當り挿入、削除その他の變更を加ふることを妨げぬが、その場合には遺言者はその變更の場所を指示し之を變更したる旨を附記して特に之に署名し且つ其の變更の場所に捺印することを要する。以上の要件を具備せぬ自筆遺言は無効である。相續法改正要綱第十六の一によると、自筆證書による遺言に付ては日附及び捺印並に字句の變更に關する要件を缺くも裁判所の認定又は家事審判所の審判によつて其の效力を認めようとして居るのである。



## (2) 公正證書による遺言

公正證書によつて遺言を爲すには、次の方式に従はねばならぬ(一〇六)。(イ) 證人二人以上の立會あること、(ロ) 遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること、(ハ) 公證人が遺言者の口授を筆記し且つ之を遺言者及び證人に讀聞かすこと、(ニ) 遺言者及び證人が筆記の正確なることを承認したる後各自之に署名し且つ捺印すること但し遺言者が署名すること能はざるときは公證人が其の事由を附記して署名に代へることを得る、(ホ) 公證人は其の證書が右(イ)乃至(ニ)の方式に従つて作成せられたるものなることを附記して之に署名捺印することを要する。自筆證書は自書を要するが故に、無筆の者は之を作成し得ない。之に反して公正證書による遺言は無事文官の者と雖も之を爲しうべく又遺言の存在竝に其の内容の明確を期待しうる事が出来る。公正證書の方式は公證人法に規定がある。尙ほ公正證書による遺言の場合には、證人を必要とするのであるが、民法は左の如き者は遺言の證人又は立會人となり得ぬ旨を定めて居る(七四條)。即ち(a) 未成年者、(b) 禁治産者及び準禁治産者、(c) 剝奪公權者及び停止公權者、(d) 遺言者の配偶者、(e) 推定相続人、受遺者及び其の配偶者竝に直系血族、(f) 公證人と家を同じくする者及び公證人の直系血族竝に筆生、雇人、之である。

## (3) 秘密證書による遺言

秘密證書によつて遺言を爲すには、次の如き方式に従ふことを要する(一〇七)。(イ) 遺言者が自ら其の證書に署名捺印すること、(ロ) 遺言者が其の證書を封じ證書に用ひたる印章を以て之に封印すること、(ハ) 遺言者が公證人一人及び證人二人以上の前に封書を提出して自己の遺言書なる旨及び其の筆者の氏名住所を口授すること、(ニ) 公證人が其の證書提出の日附及び遺言者の口授を封紙に記載したる後、遺言者及び證人と共に署名捺印すること、(ホ) 遺言書中の挿入、削除その他の變更に付ては自筆證書の場合と同一の方式によることを要する。尤も遺言者が言語を發すること能はざる者である場合には、前掲(ハ)の申述に代へて公證人及び證人の前に於て、其の證書が自己の遺言書なる旨竝に其の筆者の氏名住所を封紙に自書することを要する。この場合に於ては公證人は右の方式に従ふ旨を封紙に記載せねばならぬ(一〇七)。

この方式による遺言は、遺言の内容を秘密にして置き、唯だ遺言の存在を明瞭にして置く場合に利用せられる。若し秘密遺言が以上の要件を缺くときは、秘密遺言としては無効である。然れども其の證書が自筆證書の方式を具備するときは、自筆證書による遺言として有効である(一〇七)。

## (4) 共同遺言の禁止



二人以上の者が同一の證書によつて爲す遺言即ち所謂共同遺言は、原則として禁止される(七五八四條)。之に反する遺言は無効である。

### 第三 特別方式

#### (1) 特別方式を認むる必要

特別の事情あるときは、普通方式によつて遺言を爲すことを得ない又爲すことが困難なる場合がある。しかし此等の場合に於ても、遺言の必要若くは希望の存することは、普通の場合と何等異なるところはない。故に民法は此等の必要若くは希望を充たす爲めに、特別の方式による遺言を認めたのである。尤も特別方式による遺言であつても、遺言の存在及び遺言者の眞意を確保するに足るべき形式を必要とすることは勿論であるから、普通方式と共通する規定も少くない。即ち字句の變更手續に關する規定(一〇六八條二項)、禁治産者の遺言の場合に於ける醫師の立會規定(一〇七、一〇七)、證人及び立會人となる者の缺格規定(一〇七、一〇七)、共同遺言の禁止規定(一〇七)は、特別方式による遺言の場合に對しても其の準用がある(一〇八、一〇八)。

#### (2) 特別方式による遺言の失効

特別方式による遺言は、その遺言者が普通方式によつて遺言を爲し得るに至つた後六ヶ月間生

存すると、其の效力を失ふ(一〇八、一〇八)。蓋し特別方式による遺言は特別の事情ある場合に限つて許される變則だからである。

#### (3) 特別方式により得る場合

民法は特別方式による遺言を爲しうる場合を左の如く限定して居る。尙ほ相續法改正要綱第十六の二に於ては、現行法に比較して特別方式により得る場合を擴張し且つ其の要件を輕減緩和して居る。

#### (a) 死亡の危急に迫りたる者の遺言

疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫りたる者が遺言を爲さんとするときには、次の如き方式によることが出来る(一〇七、一〇七)。即ち(a) 證人三人以上の立會を以て、その一人に遺言の趣旨を口授すること、(b) 口授を受けた者が之を筆記し、之を遺言者及び他の證人に讀聞かすこと、(c) 各證人が其の筆記の正確なることを承認したる後、之に署名捺印することである。しかし此の遺言は、遺言の日より二十日以内に證人の一人又は利害關係人より裁判所に請求して其の確認を得なければ失効する(一〇七、一〇七)。裁判所は、遺言が遺言者の眞意に出でたる心證を得るに非ざれば、之を確認するを得ない(一〇七、一〇七)。尙ほ此場合の裁判所は、遺言者の住所地又は相續開始地



を管轄する區裁判所である(非訟一〇九條)。

(ロ) 傳染病の爲め交通を遮斷された場所に在る者が遺言を爲す場合

この場合に於ては警察官一人及び證人一人以上の立會を以て遺言書を作ることが出来る(七七〇條)。而して遺言者、筆者、立會人及び證人は各々遺言書に署名捺印することを要する(二〇八條)。

(ハ) 從軍中の軍人軍屬が遺言を爲す場合

從軍中の軍人及び軍屬が、自筆證書によることを得ざる場合には、左の方式によつて遺言を爲すことが出来る(二〇七八條、二〇七九條)。(a) 將校又は相當官一人及び證人二人以上の立會を以て前掲(イ)の手續に準じて遺言書を作成しうる。若し將校及び相當官が其場所に在らざるときは、准士官又は下士一人を以て之に代へることが出来る(二〇七八條)。(b) 從軍中の軍人又は軍屬が疾病又は傷痍の爲め病院に在るときは、其院の醫師を以て將校又は相當官の代りとなしうる(二〇七八條、二〇七九條)。(c) 從軍中疾病、傷痍その他の事由によつて死亡の危急に迫りたる軍人及び軍屬は、證人二人以上の立會を以て口頭にて遺言をなしうる(二〇七九條)。(條一項)。(條二項) この遺言は、證人が其の趣旨を筆記して之に署名捺印し、證人の一人又は利害關係人より遲滞なく陸軍軍法會議の理事又は海軍軍法會議の主理に請

求して其の確認を求めんことを要し、その確認を得ざる遺言は無効となる(二〇七九條)。(條二項) 理事又は主理は、遺言が遺言者の眞意に出でたる心證を得るに非ざれば之を確認することを得ない(二〇七九條)。(條三項)。

(ニ) 艦船中に在る者が遺言を爲す場合

(a) 艦船中に在る者は軍艦及び海軍所屬の船舶に於ては、將校又は相當官一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作ることとする(二〇八〇條)。(項前段) 將校又は相當官が其の艦船中に在らざるときは、准士官又は下士一人を以て之に代へることが出来る(二〇八〇條)。(條二項)。(b) その他の船舶に於ては、船長又は事務員一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作ることとする(二〇八〇條)。(條一項後段)。(c) 右二箇の場合に對しては第一〇八二條の規定が適用される。(c) 艦船遭難の場合に於ては、遭難者は證人二人以上の立會を以て口頭にて遺言を爲すこととする(二〇八一條、二〇七九條)。(條二項) 海軍所屬に非ざる船舶に在る者の遺言の確認は裁判所に之を請求すべきである(二〇八一條、二〇七九條)。(條一項)。

特別の方式による遺言の内、(ロ)乃至(ニ)の場合に於て、署名又は捺印すること能はざる者があるときは、立會人又は證人は其事由を附記しなければならない(二〇八條)。(條三項)。

#### 第四 在外日本人の遺言

日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正證書又は秘密證書によつて遺言を爲さんと欲する



ときは、領事が公證人の職務を行ふのである(一〇八)。

#### 第四節 遺言の取消

##### 第一 遺言取消の意義

遺言は、遺言の方式に従つて何時にても之を取消することが出来る(四二二)。民法總則に所謂取消は、法律行為の效力を溯及的に消滅せしめるのであるが、遺言取消の場合の取消は單に將來に向つてのみ遺言の效力を失はしむるものである。故に遺言の取消とは結局遺言の撤回のことである。遺言の撤回は、遺言者が何時にても之を爲しうべく又その撤回は遺言の全部なると一部なるとを問はぬ。尙ほ遺言者は遺言を爲すや否やの自由を有するが、その遺言の取消權を拋棄することは出来ない(八條)。この規定は遺言制度より生ずる當然の結果である。

##### 第二 遺言取消の方法

遺言者は遺言取消の自由を有するが、その取消を爲すには遺言の方式に従ふことを要する(二四條)。尤も前の遺言と同一の方式による必要はない。例へば前の遺言が自筆證書によるものであつても、その取消は公正證書によることが出来る。

##### 第三 遺言の取消と看做される場合

次の如き場合に於ては、法律上遺言の取消があつたものと看做される。

- (1) 前の遺言と後の遺言とが牴觸するときは、その牴觸する部分に付ては後の遺言を以て前の遺言を取消したるものと看做される(條二五)。
- (2) 遺言と遺言後の生前處分又は死因贈與とが牴觸するときは、その牴觸する部分に付ては前の遺言は取消されたるものと看做される(條二五)。
- (3) 遺言者が故意に遺言書を毀滅し又は遺贈の目的物を毀滅したるときは、その毀滅したる部分に付ては遺言は取消されたるものと看做される(六條)。

##### 第四 遺言取消の效力

遺言の取消を爲したる場合に於ては、その取消の時から將來に向つて遺言は其の效力を失ふ。然るに遺言者が遺言の取消を爲したる後、更に其の取消を取消したるときに於ては、第一の遺言は其の效力を復活するであらうか。民法は第一二七條に於て此點に關する規定を設けて居る。之によると遺言の再取消あるも、第一の遺言の效力は復活せぬ。但し最初の取消行為が詐欺又は強迫による場合に於ては、例外として再取消により第一の遺言の效力が復活する。



## 第五節 遺言の效力

## 第一 遺言の效力發生の時期

(1) 遺言の效力は、遺言者の死亡の時より發生するのが原則である(條一項)。尤も遺言に停止條件を附したる場合に於て、その條件が遺言者の死亡後に成就したるときは、遺言は條件成就の時より其の效力を生ずる(條二項)。しかし此場合に於ても遺言中に條件成就の効果を條件成就以前に遡らしむる意思が表示されて居るときは、その遺言は遺言者の死亡の時に遡つて效力を生ずる(條三項)。尙ほ解除條件附遺言の場合には、遺言は條件成就の時より其の效力を失ふ(條二項)。その他期限附遺言に關しては、第一三五條の規定が適用される。

(2) 遺言の内容たる行爲が、私生子の認知(條二項)、養子縁組(條四)、推定家督相續人の廢除又は其の取消(九七六條九七七條)、家督相續人の指定又は其の取消(九八條)、推定遺産相續人の廢除及び其の取消(一〇〇條)などの如きものなるときは、遺言者が死亡しても其の遺言の内容たる法律行爲の要件が具備し又は其の手續が完了する迄は、確定的の效力を有することを得ない。故に例へば私生子の認知の場合に於ては、遺言者の死亡後認知の届出(八二九條二項)があつたときに、遺言者死亡

の時に遡及して其の效力を生ずるのである。

## 第二 遺言の無効及び取消

遺言は次の如き場合に於て無効となり又は取消することが出来る。

- (1) 方式を缺く遺言は無効である(一〇六七條以下参照)。
- (2) 遺言無能力者の爲したる遺言は無効である(一〇六一條、一〇六三條)。
- (3) 強行法の規定又は公序良俗に反する内容を有する遺言は無効である。
- (4) 遺言が心裡留保に該當するときは無効である。又錯誤に基く遺言も無効である。
- (5) 詐欺又は強迫による遺言は之を取消することが出来る。
- (6) 負擔附遺贈を受けた者が、その負擔したる義務を履行せざるときは、相續人は相當の期間を定めて其の履行を催告し、若し其の期間内に履行なきときは遺言の取消を裁判所に請求しうる(一二二九條)。
- (7) 被後見人が後見の計算終了前に後見人又は其の配偶者若しくは直系尊屬の利益となるべき遺言を爲したるときは、その遺言は無効となる。尤も直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人なるときは、此限りではない(一〇六六條)。



尙ほ相續法改正要綱第十六の三を参照せられたい。

## 第六節 遺 贈

### 第一款 總 說

#### 第一 遺贈の意義

遺贈とは、遺言を以て他人に財産を無償にて與ふことを云ふ。遺贈は單獨行爲であること、遺言の形式を具備すること及び遺言者の死亡によつて效力を生ずること並に遺留分の規定に従ふべきことの四點に於て、普通の贈與と異つて居る。遺贈を受くる者を受遺者と名付ける。受遺者は、權利能力を有する以上、自然人なると法人なるとを問はない。但し胎兒は受遺者たる資格があり又第九六五條所定の者は受遺者たり得ぬ(一〇六、五條)。尙ほ遺贈の目的たる財産は、相續財産なることあり(一〇六、四條)、然らざることもある(一〇九八條、九九條)。

#### 第二 遺贈の種類

(1) 遺贈には、次の如き種類がある。即ち(イ)包括遺贈及び特定遺贈(一〇六、四條)、(ロ)單純遺贈、條件附遺贈、期限附遺贈及び負擔附遺贈、之である。

(2) 特定遺贈は、特定の積極財産を指定して行はれる遺贈である。之に反して包括遺贈は、或る人に屬する財産の全部又は一部を一體として與ふる場合である。従つて包括遺贈には義務を伴ふこともありうる。包括遺贈に付ては、相續法改正要綱第十五を参照せられたい。

#### 第三 遺贈による財産處分の制限

遺言者は、遺贈によつて自由に其の財産を處分しうるのが原則である。然れども遺贈による財産の處分は遺留分に關する規定に反することを得ない(一〇六、四條)。若し遺留分を害する遺贈を爲したるときは、相續人より遺留分の減殺請求權の行使を受くることとなるのである。

#### 第四 遺贈の失効

遺贈は次の如き事由あるときは、その效力を失ふ。

- (1) 遺言者の死亡前に受遺者が死亡したるとき(一〇九六條一項)
- (2) 停止條件附遺贈に於て受遺者が其の條件の成就前に死亡したるとき(一〇九六條二項)
- (3) 受遺者が遺贈を拋棄したるとき(一〇八八條、一〇九二條)
- (4) 受遺者が遺言者死亡の時に於て遺贈を受くる能力を失ひたる時(一〇六五條、九九七條)
- (5) 特定遺贈の目的物が全部滅失したるとき



遺贈が失効したるとき又は拋棄によつて其の効力なきに至つた場合には、受遺者が受くべかりしものは相續人に歸屬する。但し遺言者が其の遺言に別段の意思を表示したるときは、その意思に従ふ(一〇九)。(七條)。

### 第二款 包括遺贈

包括受遺者は、その性質上受遺者たることは勿論であるが、法律上に於ては遺産相續人と同一の權利義務を負ふのである(一〇九)。(二條)。故に包括受遺者に對しては別段の定めある場合を除き、遺産相續人の權利義務に關する規定の全部が、その適用を見るのである(一〇〇)。(條以下)。従つて受遺者に關する民法の規定は、主として特定受遺者に對して、その適用あるものと解すべきである。尙ほ相續法改正要綱第十五の二の規定を參照せられたい。

### 第三款 特定遺贈

#### 第一 特定遺贈の效力

包括遺贈の場合に於ては、受遺者が之を承認すれば當然遺贈された財産は受遺者に歸屬し、所謂物權的效力を生ずる。而して此場合の効果は、遺言者の死亡と同時に發生するのである。然らば特定遺贈の場合も、之と同一に解しうるであらうか。判例は之を肯定して居るが(大正五年一月八日大判、昭和

七年五月二日)、學説は之に反對して居る。筆者は判例の見解に賛成である。

#### 第二 特定遺贈の承認及び拋棄

(1) 受遺者は、特定遺贈を承認し又は之を拋棄することが出来る。遺贈の承認又は拋棄を爲すに付ては別段の方式を必要とせぬが、その意思表示は之を相續人に對して爲すことを要する。

(2) 遺贈の承認を爲すに付ては、單に其の拋棄を爲さざるを以て足り、特に承認を爲すべき意思を表示しなくてもよい(一〇八九)。(條參照)。遺贈の拋棄は、遺言者の死亡後何時にても之を爲しうるのであるが(一〇八)。(條一項)、之に對して民法は、相續人その他の利害關係人に催告權を與へて居る(一〇八)。(條)。次に受遺者が遺贈の承認又は拋棄を爲さずして死亡したるときは、その相續人は自己の相續權の範圍内に於て、その遺贈の承認又は拋棄を爲しうるが、遺言者が其の遺言に於て別段の意思表示を爲したるときは、之によるのである(一〇九)。(條)。遺贈の承認又は拋棄は之を取消すことを得ない。但し民法總則編の規定に基いて取消を爲すことは妨げない(二〇九)。(條)。尙ほ遺贈拋棄の效力は、遺言者死亡の時に遡及する(一〇八)。(條二項)。

#### 第三 特定受遺者の權利義務

(1) 遺贈が辨濟期に至らざる間又は停止條件附遺贈の條件の成否未定の間に於て、受遺者は相



續人に對して相當の擔保を請求することが出来る(一〇九)。

(2) 遺言者が別段の意思を表示せざる限り、受遺者は遺贈の履行を請求しうる時から果實を取  
得しうる(一〇九)。

(3) 相續人が遺言者の死亡後遺贈の目的物に付いて費用を出したる場合には、受遺者は之を償  
還せねばならぬ(項二九五條一)。但し果實を收取する爲めに出だしたる通常の必要費は、果實の價  
格を超えざる限度に於て其の償還をなせばよい(條二項)。

#### 第四 特定遺贈の目的

(1) 相續財産に屬せざるもの

遺贈の目的たる物又は権利は、遺言者死亡の時に於て、相續財産に屬して居らねばならない  
(條本文)。然れども其の物又は権利が相續財産に屬せざるにも拘らず、遺言者が之を遺贈の目的  
となす意思が明白であつたときは、右の遺贈は有效である(條但書)。この場合に於ては相續人は其  
の權利を取得して之を受遺者に移轉する義務を生ずるのであるが、若し之を取得する能はざるか  
又は之を取得するに付き過分の費用を要するときは其の價額を辨償しなければならぬ(九條)。

(2) 相續財産に屬するもの

遺贈の目的たる物又は権利は、原則として遺言者死亡の時に於て相續財産に屬して居らねばな  
らぬ(八條)。この場合に於て注意すべきことは、次の如くである。

(イ) 不特定物を以て遺贈の目的と爲したる場合に於て、受遺者が追奪を受けたるときは、相續  
人は之に對して賣主と同様なる擔保責任を負ふべく又物に瑕疵ありたるときは、相續人は瑕疵な  
き物を以て之を代へることを要する(一〇)。

(ロ) 遺言者が遺贈の目的物の滅失若しくは變造又は其の占有の喪失により第三者に對して償金を  
請求する權利を有するときは、その權利を以て遺贈の目的と爲したるものと推定する(條一項)。

(ハ) 遺贈の目的物が他の物と附合又は混和したる場合に於て、遺言者が第二四三條乃至第二四  
五條の規定により合成物又は混和物の單獨所有者又は共有者となつた場合には、その全部の所有  
權又は共有權を以て遺贈の目的となしたるものと推定される(條二項)。

(ニ) 遺贈の目的たる物又は權利が遺言者死亡の時に於て第三者の權利の目的であつた場合に  
は、受遺者は相續人に對して其の權利を消滅せしむべき旨を請求することは出来ない。但し遺言  
者が遺言に於て別段の意思を表示して居るときは、此限りではない(二條)。

(ホ) 債權を以て遺贈の目的と爲したる場合に於て、遺言者がその債權の辨濟を受け且つ其の受



取りたる物が尙ほ相続財産中に存在するときは、その物を以て遺贈の目的と爲したものと推定される(條一〇三)。

(へ) 金銭債権は相続財産中に其の債権額に相當する金銭がないときであつても、その金額を以て遺贈の目的と爲したものと推定せられる(條一〇三)。

#### 第四款 負擔附遺贈

負擔附遺贈とは、遺言者が遺贈を爲すに當り、受贈者に對して一定の給付を或る者の爲めに爲すべき旨を命じたる場合のことを云ふのである。負擔附遺贈は、特定遺贈の場合のみならず又包括遺贈の場合に於ても存在する。負擔附遺贈に付き民法の規定するところは次の如くである。

(1) 負擔附遺贈を受けたる者は、遺贈の目的の價額を超えざる限度に於てのみ、その負擔したる義務を履行すべき義務を負ふのである(條一〇四)。

(2) 受遺者が遺贈を拋棄したるときは、負擔の利益を受くべき者が自ら受遺者となることが出る(條一〇四)。

(3) 負擔附遺贈の目的の價額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したるときは、受遺者はその減少の割合に應じて其の負擔したる義務を免かれる(條一〇五)。

尙ほ以上(2)及び(3)の場合に於て、遺言者が遺言に於て別段の意思を表示したるときは、之によるのである。

(4) 負擔附遺贈を受けたるものが、その負擔したる義務を履行せざるときは、相続人に催告権が與へられる(條九)。

### 第七節 遺言の執行

#### 第一款 總 說

##### 第一 遺言執行の意義

遺言の執行とは、遺言が其の效力を生じたる後その遺言の内容を實現せしむる爲めになされる行爲を云ふ。遺言には特に執行者の行爲を要せずして其の効果を達成し得るものがある。例へば後見人の指定、遺産分割の禁止、親族會員の指定の遺言などの如きは、之に屬する。之に反して私生子の認知、遺言による養子縁組、推定相続人の廢除又は其の取消の遺言などの如き場合に於ては、その遺言の内容を實現せしめる爲めに遺言の執行を必要とするのである。

##### 第二 遺言執行者を選定する必要



遺言の内容を實現せしめる爲めに特別の行爲を必要とする場合即ち遺言執行の必要ある場合に於て、何人が其の執行を爲すべきであらうか。相続人は遺言者の人格を繼承することがあり（家督相続の場合）又は遺言者の権利義務を承継するに止まることもある（遺産相続の場合）。しかし其の何れの場合に於ても相続人は遺言者の権利義務の繼承者であるから、之に遺言執行の任務を行はしむるのが適當の様に思はれる。然れども（イ）遺言の内容は屢々相続人の利益と牴觸することがあり、従つて其の執行を相続人に委ねるのは適當ではないことがあり又（ロ）相続人が無能力なる爲めに遺言執行に不適當なることもある。此處に於て相続人以外の者を遺言執行者に選定する必要が生ずるのである。

### 第三 遺言確保の方法

遺言は遺言者の眞意の表現されたものでなければならぬ。若し遺言者の眞意に非ざる遺言を執行しても、それは無意味である。ある遺言が遺言者の眞意に合するや否やは、判断することが困難である。しかし民法に於ては、遺言書の檢認及び開封に付き嚴格なる規定を設け、以て遺言者の意思の表現を確保せんとしたのである。

### 第四 遺言執行の費用

遺言の執行に關する費用は、相続財産の負擔とする。但し之によつて遺留分を減することは出

來ない（一一二）。

### 第二款 遺言執行の準備手續

#### 第一 遺言書の檢認

（1）遺言書は公正證書による遺言書を除き（一一〇六）、總て相続開始地の區裁判所の檢認を受くことを要する（非訟一）。遺言書の檢認とは、遺言書の形式、狀態その他遺言の方式に關する總ての事實を調査することによつて、遺言書の狀態を確保することを云ふのである（非訟一）。遺言書の檢認と遺言の確認（二〇七六條）とは、之を區別せねばならぬ。確認は遺言の有効要件であるが、檢認は遺言の執行要件である。従つて裁判所又は理事若しくは主理の確認を経たる遺言書に付ても、その檢認は必要である。

（2）遺言書の檢認を受くるには（イ）遺言書の保管者ある場合には其者が相続開始を知りたる後、（ロ）保管者なき場合には相続人が遺言書を發見したる後、遲滞なく保管者又は相続人より之を裁判所に提出することを要する（一一〇六）。而して遺言書に封印あるときは、裁判所に於て相続人又は其の代理人の立會を以て、之を開封すべきである（一一〇六）。尙ほ非訟事件手續法第一一



三條及び第一一五條を参照せられたる。

## 第二 検認及び開封に關する罰則

遺言書の検認を裁判所に請求すべき者が之を怠り又は検認を経ずして遺言を執行し或ひは裁判所外に於て遺言書を開封したる者は、二百圓以下の過料に處せられる(七一〇)。

## 第三款 遺言執行手續

### 第一 遺言執行者の選任

遺言執行者とは、特に遺言執行を爲すために指定又は選定せられたる者を云ふ。遺言執行者は遺言を以て指定せらるる場合と然らざる場合とがある。

#### (1) 遺言執行者の指定

遺言者は遺言を以て一人又は數人の遺言執行者を指定し又は其の指定を第三者に委託することが出来る(條一〇八)。指定の委託を受けたる第三者は遲滞なく其の指定を爲して之を相続人に通知することを要する(條二〇八)。指定の委託を受けたる者が其の委託を辭せんとするには、遲滞なく其の旨を相続人に通知せねばならない(條一〇八)。遺言執行者として指定された者が之を承認したるときは直ちに就任し其の職務を行ふべく(條一〇九)、若し之を欲せざるときは遲滞なく辭任すべ

く、若し之を怠りたる場合に於ては相続人その他の利害關係人に催告權が與へられる(條一一一)。

#### (2) 遺言執行者の選任

遺言執行者なきとき又は之なきに至りたる時は、裁判所は利害關係人の請求によつて之を選任すべく、此場合の遺言執行者は正當の理由なくして其の就職を拒むことを得ない(條一二一)。

#### (3) 遺言執行者の性質

遺言執行者の性質は相続人の法定代理人と看做されて居る(條七一)。けれども實際上の必要により、委任代理に關する規定が準用されることに、注意せねばならない(條一四二、條一四三、條一四四、條一四五)。

#### (4) 遺言執行者となり得ぬ者

無能力者及び破産者は、遺言執行者となることは出来ぬ(條一一二)。尤も夫は遺言を以て妻を遺言執行者と爲すことを得る。蓋し妻は夫の死後に於ては能力者となるからである。相続人は、相続人の廢除又は廢除の取消の如き、相続人の利害に重大な影響を生ずべき場合には、遺言執行者とはなれぬ。

## 第二 遺言執行者の任務

遺言執行者の任務は次の如くである。



(1) 遺言執行者は遅滞なく相続財産の目録を調製して之を相続人に交附することを要する。而して相続人の請求あるときは其の立會を以て財産目録を調製し又は公證人をして之を調製せしむることを要する(三一―二)。尙ほ遺言が特定財産に關する場合は、その財産に付てのみ財産目録を調製するのである(六一―一)。

(2) 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行爲を爲す權利義務を有する(一一―四)。その財産管理義務に付ては、委任の場合の受任者に關する規定(六四―四條乃至六四七條六五〇條)が準用せられる(一一―四)。

(3) 遺言執行者ある場合には、相続人は相続財産を處分し其他遺言の執行を妨げることを得なす(一一―一)。

(4) 遺言執行者は原則として復代理人を選任するを得ない。しかし遺言者の許可ありたるとき又は己むことを得ない事由ある場合には復代理人を選任しうる。而して遺言者の許可によつて復代理人を選任したる場合に於ては遺言執行者は相続人に對して第一〇五條の責任を負ふのである(一一―一)。

(5) 遺言執行者が數人ある場合に於て其の任務の執行は過半数を以て之を決するのであるが、

遺言者が別段の意思を表示したるときは之による。但し保存行爲は各執行者に於て之を爲すことが出来る(一一―一)。

(6) 指定遺言執行者は、遺言に於て報酬が定められて居る場合に於てのみ、之を受けることが出来る。之に反して選定遺言執行者は、裁判所が報酬を許したる場合に於てのみ之を受くことを得べく、この場合に對しては委任に關する第六四八條二項及び三項の規定の準用がある(一一―三)。

## 第二 遺言執行者の任務終了

遺言執行者の任務の終了する場合は、次の如くである。

- (1) 遺言の執行が終了したとき
- (2) 遺言執行者が失格したとき(一一―二條)
- (3) 遺言執行者が死亡したとき
- (4) 任務の懈怠その他の事由によつて遺言執行者が解任されたとき(一一―二條二項)
- (5) 正當の事由によつて遺言執行者が辭任したとき(一一―二條二項)

遺言執行者の任務が終了した場合に於ても急迫なる事情あるときは委任に關する第六五四條の準用があるべく又通知義務に於ては第六五五條の準用がある(一一―三)。



## 第九章 戸籍法

## 第一節 總 說

## 第一 戸籍の意義

戸籍とは人の身分關係を公證する文書であつて、一定の手續及び形式に従ひ、家を單位として編成せられたるものである。

我國に於ける戸籍制度の沿革は極めて古いものがある。即ち皇紀五七五年崇神天皇の十二年に遡ることが出来る。しかし制度として統一的に確立せられたのは、皇紀一三〇五年孝徳天皇の時代即ち大化元年八月の詔勅以後であり、殊に實際の戸籍帳が編製せられたのは、その後六年を経た白雉三年四月であるから、この時を以て戸籍制度成立の時とするのが至當である。尤も當時に於ける戸籍制度なるものは、専ら人民の姓氏を正し、課税の標準を明かにし、浮浪を取締るなどの行政的目的に出づるものであつたから、従つて戸籍の性質も今日の戸籍とは異なり戸口調査の文書と解すべきであつた。その後戸籍制度は種々なる變遷を経たのであるが、その制度の目的は

大體に於て同様であつた。明治四年四月布告の戸籍法及び明治十九年内務省令戸籍取扱手續などの制定によつて、明治維新後に於ける戸籍制度は從來のものに比較して一段の進歩を見なければ、依然として行政的取締を目的とする戸口調査の制度たる性質を脱しなかつたのである。然るに明治三十一年法律第十二號戸籍法即ち舊戸籍法は、同年施行せられた現行民法との關係上、戸籍の概念に一大變化を與ふることとなつたのである。即ち現行民法によると、身分關係中の或る種のものに付てはその變動を戸籍の届出に繋らしめたので、茲に此等の身分關係を公示すべき公文書を必要とするに至り、舊戸籍法は此必要に基いて制定されたのである。尤も舊戸籍法に於ては戸籍と並んで身分登記の制を立てた爲めに、手續が煩雜となつた計りでなく身分登記簿の方は殆んど利用せられない實情にあつた。故に大正三年法律第二六號を以て舊戸籍法を改正し、身分登記簿の制を廢して之を戸籍簿に一元化することとした。現行戸籍法は即ち之である。但し戸籍の概念及び戸籍制度の目的などの根本に至つては、舊戸籍法と同様である。

## 第二 戸籍法の適用範圍

戸籍法の適用範圍は次の如く定められて居る。

(1) 場所を標準として云へば、先づ戸籍法が當然に施行せられるのは内地である。樺太に付て



は、大正一三年勅令第八八號に基き戸籍法の適用がある。但し樺太土人に關しては民法及び戸籍法の適用はない。尤も昭和七年勅令第三七三號は大正九年樺太施行法律特例第一條を改正し、樺太土人中からアイヌ人を除外したことに注意せねばならぬ。更に朝鮮には明治四五年制令第七號、朝鮮民事令及び大正一一年朝鮮總督府令第一五四號朝鮮戸籍令があり殆んど内地と同様である。又臺灣に付ては昭和七年律令第二號「本島人ノ戸籍ニ關スル件」、昭和七年勅令第三六一號「本島人ノ戸籍ニ關スル事務ヲ郡守警察署長警察分署長又は支廳長ヲシテ取扱ハシムルノ件」及び昭和八年臺灣總督府令第八號「本島人ノ戸籍ニ關スル件」があつて、内地と同様の機構を有することとなつた。

(2) 人に關しては、戸籍法施行地域内に本籍を有する人及び有すべき人には戸籍法の適用がある。これ等の人は外國に在つても勿論戸籍法の適用をうける(戸六〇條、六一條參照)。尤も皇族、王公族に付ては戸籍法の適用はない。尙ほ華族及び陸海現役軍人に付ては戸籍法の適用ある外、特別法の規定によつて若干の制限をうける(華族令施行細則、陸海現役軍人婚姻取扱規則、海軍現役軍人婚姻取扱規則)。次に戸籍法施行地域内に在住する者は、そこに本籍を有せず又は有すべからざる者であつても、或る範圍内に於て戸籍法の適用をうける(戸四四條六、九條參照)。

(3) 時に關しては一般に既往に遡及せぬのが原則である。従つて現行戸籍法は大正四年一月一日以前に生じた事項に付ては適用せられない(戸一八一條、大正三、年勅令第一二二號)。但し經過規定として戸籍法は次の例外を認めて居る。

(イ) 現行戸籍法施行前に届出その他の事由が生じた場合でも之に基いて爲すべき戸籍の記載又は新戸籍の編製が新法施行後に行はるときは、現行戸籍法に従つて之を爲すべきである(戸一八、三條)。

(ロ) 舊法の規定による戸籍は、新法の下では何等效力なき筈であるが、かくては一時に全部の改製をせねばならず又改製するとしても改製の出来るまでの間は戸籍なき状態となるから、戸籍法は便宜上舊法の戸籍をも新法の戸籍として效力あるものと認められたのである(戸一八四條、二項本文)。尤も新法の戸籍の記載事項にして舊法の戸籍に缺けたるもの例へば届出の受附の年月日、届出人の資格及び氏名など(戸二條)の如きは市町村長が身分登記簿の記載を調査し之によつて舊法の戸籍を補正しうるものとして居る(戸一八四條、二項但書)。

(ハ) 舊法の規定によつて改製せざりし戸籍は、司法大臣の命ずる所により本法の規定によつて改製せられねばならぬ。尤も記載を要する事項であつて従前の戸籍により其事實を知ることが得ざるものはその記載を省略することが出来る(戸一八、五條)。



(ニ) 身分登記簿及び舊法に保存期間の定めある帳簿並に書類の保存期間は、司法大臣が之を定める(戸一八六條、施行細則四九條)。

### 第三 本籍

現行戸籍法に於ける戸籍は、家を單位として編成せられた人の身分關係を公證する文書である。而して家の法律上の所在場所を本籍と云ふ。

(1) 本籍は家の法律上の所在を示すものであつて、必ずしも現實の住家を指すものではない。人は自由に住所又は居所を定めることが出来るのであるが、本籍を定め得る者は原則として戸主である(戸九三條二項四號、九五條五號、一〇四條五號、一四五條三號、一五八條一項)。但し場合により出生届出者(戸六九條二項六號)又は市町村長(戸七八條二項)も本籍を定めることが出来る。又既に定まつて居る本籍を他の場所へ移轉することも出来る(戸一五條八號)。

(2) 本籍は右の如く家を中心とするものであつて、個人を中心とするものではない。我國の身分法が家族主義に立脚して居ることは、此點からも明白である。

## 第二節 戸籍の事務

### 第一 戸籍事務の性質

戸籍事務が如何なる性質を有するかに付ては多少の疑問もあるが、之を二箇の場合に分つて考察する見解が正當であると思ふ。

(1) 婚姻又は養子縁組などの如く届出によつて効力が發生する身分行為に於ては、届出の受理は明かに非訟事件たる性質を有するものと云ひ得る。離婚、離縁、認知又は隠居などの届出の受理も亦、右と同様である。

(2) 出生届又は死亡届の如き場合に於ては、その届出によつて出生又は死亡の効果が發生するのではなく、戸籍の記載と眞の事實とを一致せしめる爲めの報告に過ぎぬ。従つて此種の届出の受理は行政事務に外ならぬ。

(3) 右の如く戸籍事務には二種の場合があるが、要するに戸籍事務は國家の事務であり又非訟事件たる戸籍事務にしても一種の司法行政事務である。故に本來ならば戸籍上の不當處分に付ては訴願が認められ又戸籍事務の費用は國の負擔となるべき筈であるが、現行法は不服の場合には區裁判所への抗告の方法によらしめ(戸三條、一六九條)、又事務費用の負擔は戸籍事務上の手數料収入と共に各市町村に歸せしめることとして居る(戸八條)。



## 第二 戸籍事務の管掌者

(1) 民法は戸籍事務を取扱ふ機關として「戸籍吏」なるものを豫想して居る(民七五四條二項、七七八條一項、八二九條一項)。然るに現行戸籍法に於ては「戸籍吏」と云ふ機關を認めず、戸籍の事務は市町村長をして之を取扱はしめて居る(戸一)。従つて民法に云ふ「戸籍吏」とは、戸籍事務を管掌する市町村長の意味であると云つてよい。尙ほ市制第六條により區を法人とする市及び市制第八條三項により區長を有給吏員と爲すべき市にあつては各區長(戸五)、市制町村制を施行せざる地にあつては市町村長に相當する吏員(戸六條)を以て戸籍事務管掌者と爲して居る。

(2) 前述の如く戸籍事務は市町村長が其職務として之を管掌するものであるから、若し市町村長が何等かの故障によつて事務を執ることが出来ない場合には、一般の市町村事務に於けると同様に、市制町村制などに依り之を代行すべき者が定まる。尙ほ市町村長は必ずしも自ら萬般の戸籍事務を行ふことを要するものではなく、補助者を使用することが出来る。但し補助者は市町村長の手足に過ぎぬものであるから、前掲の代行者とはその性質を異にするのである。

(3) 戸籍事務は國民の身分關係を登録する重要な事務であるから、公正嚴格に處理せられることを要する。従つて「自己又ハ自己ト家ヲ同ジクスル者」に關する戸籍事件に關しては、市町

村長は其職務を行ふことを得ない(戸二)。この規定は戸籍事務管掌吏員の代行者に對しても準用せられる(戸七)。

## 第三 戸籍事務の監督

(1) 戸籍事務の中には非訟事件たる性質を有するものが少なくないのみならず、單なる行政的事務に屬するものであつても人の身分關係に多大の影響を與ふことになるから、その監督は之を司法系統に屬せしめるのが至當である。故に戸籍法は戸籍事務の監督を、市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の判事に委ねたのである(戸三條)。區裁判所の判事は一般司法行政監督の規定に準據して之を行ふのである(戸三條)。司法行政監督權の作用として特に規定あるものを列擧すれば次の如くである。(イ)區裁判所の一人の判事又は監督判事(裁構一)は市町村長が戸籍事務を不適當又は不充分に取扱つた場合之に對して注意を促し或ひは適當に取扱ふ様に訓令し得る(裁構二三)。(ロ)區裁判所の判事又は監督判事は市町村長が職務上不相當なる行狀を爲したる場合に諭告を與へることが出来る(裁構二三)。(ハ)市町村長が職權を以て戸籍の記載を爲さんとする場合には監督區裁判所の許可を得ることを要する(戸三九條二項、六)。(ニ)具體的監督の手段として監督區裁判所は何時でも市町村長に對し戸籍の副本等を要求しうる(戸細五)。(ホ)戸籍事務の取扱



に關して疑義を生じたる時は市町村長は監督區裁判所を経由して司法大臣に稟伺することが出来る(戸細五)。(ヘ)市町村の區域變更に因り戸籍事務引繼を受けた場合(戸四二條戸細三〇條一項)、事變を避くる爲めに戸籍簿等を役場外に持出した場合(戸細三三條)、戸籍簿等が滅失し又は滅失の虞ある場合(戸細三三條)などには、市町村長は監督區裁判所に對して報告又は申報せねばならぬ。(ト)市町村長が保存期間を経過した帳簿又は書類を廢毀せんとするときは監督區裁判所の許可を受けねばならぬ(戸細五)。

(2) 戸籍事務に對する不服申立は、その司法處分的性質に鑑み、訴訟の如き手續に依らず、區裁判所に對する抗告の方法に依らしめて居る(戸一六條)。抗告を受けた區裁判所は決定を以て其の裁判を爲し(戸一七條三項)、この裁判に對しては更に非訟事件手續法に依る抗告が認められて居る(戸一七條一項)。

#### 第四 戸籍事務に關する責任

(1) 市町村長が戸籍事務に關する職務の執行に付き故意又は重大なる過失に因り届出人その他者に對して損害を加へたる時は、その損害を賠償する責に任ずる(戸四條)。之は不動産登記法第一三條による登記官吏の賠償責任、公證人法第六條による公證人の賠償責任などと全く同性質の

責任である。尙ほこの責任は市町村長の外、區長(戸五條)、該當吏員(戸六條)及び代行者(戸七條)にも及ぶが、單なる補助者には及ばない。即ち補助者が戸籍事務の執行に付き届出人等に損害を加へたる時は、市町村長が責任を負はねばならぬ。

(2) 市町村長が正當の理由なくして届出又は申請を受理せざる時、戸籍簿の記載を爲すことを怠りたる時、その他戸籍事務に關する職務に違反し又は之を怠りたる時は、三十圓以上の過料に處せられる(戸一七條)。この過料の裁判は、市町村長の住所又は居所の地を管轄する區裁判所が非訟事件手續法に従つて之を爲すのである(戸一七條九條)。

### 第三節 戸籍

#### 第一款 戸籍の編製

(1) 戸籍は各市町村に於て、その區域内の本籍人に付き、戸主を本として一戸毎に編製するのである(戸九條)。戸籍の新編製を爲す原因は次の通りである。(イ)分家、一家創立、廢絶家再興ありたる場合、(ロ)家督相續、家督相續回復、前戸主の失踪宣告の取消、隱居の取消などの行はれたる場合、(ハ)他市町村へ轉籍したる場合、(ニ)戸主が就籍したる場合之である(戸二三條一項、一五八條參照)。



新戸籍を編製するには所定の(戸一八)戸籍用紙を用ひ、戸籍法第一八條及び第二一條に規定する事項を所定の形式により(戸一九)記載することを要する。戸籍の新編製は届出、申請又は請求によるを普通とするが、市町村長は職権を以ても亦之を爲すことが出来る(戸六四)。戸籍は必ず正副二通を作り、正本は戸籍簿に編綴して市町村役場に備付け、副本は之を監督區裁判所に保存することになつて居る(戸一)。而して新戸籍が編製されればその都度副本を區裁判所に送付せねばならぬ(戸一)。

(2) 舊法により編製された戸籍を司法大臣の命令を得て改正戸籍法の制式に作り替へることを、戸籍の改製と云ふ。戸籍の改製は司法大臣の命令に基いて之を爲すのであるが(戸一八四)各市町村には夫々特殊の事情もあることであるから、一律的に之を命ずることはなく、各市町村長の申請を俟つて之を命ずるのが通例である。

(3) 滅失した戸籍を司法大臣の命令に依り回復することを戸籍の再製と云ふ(戸一五)。戸籍の滅失は火災水災蟲害など諸種の原因によつて生ずべく又戸籍の全部が滅失し若くは一部が滅失することがある。その何れの場合と雖も市町村長は遲滞なく其事由、年月日、戸籍簿の冊數、名稱その他再製資料に必要な事項を記載して監督區裁判所に申報せねばならぬ。滅失戸籍が舊々戸籍な

るときと雖も再製を要する。除かれたる戸籍の滅失の場合にも再製を必要とする(戸一七)。

### 第二款 戸籍に関する帳簿

戸籍法及び戸籍法施行細則に於て制定を命じたるものは受附帳、戸籍簿、除籍簿及び見出帳並に廢書簿である。

(1) 受附帳は市町村長が毎年之を調製することを要し、その様式は戸籍法施行細則第一〇條の定むる所に従ふ。受附帳には年度内に受理した戸籍記載の基本となるべき事件その他身分に関する事件の受附年月日、受附番號及び種類番號の外、受附事件の件名、届出事件の本人の氏名並に本籍などを受附順序に記載する(戸一〇)。

(2) 戸籍簿とは戸籍を編綴したる帳簿を云ふ。戸籍簿には表紙を附することを要する(戸一三)。戸籍の編綴は本籍の地番號の順序による(戸一〇)。戸籍簿は事變を避くる爲めの外之を市役所又は町村役場の外へ持出すことを許されない(戸一三)。而して事變を避くる爲め之を持出したるときは遲滞なく其旨を監督區裁判所に報告せねばならぬ(戸一三)。戸籍簿は手數料を納付して之を閱覽し又は戸籍謄本若くは抄本の交付を受けることが出来る(戸一四)。

(3) 除籍簿とは除かれたる戸籍を編綴せる帳簿である(戸一六)。家督相續などの原因によつて戸主



の変更を生じた場合、廢絶家などにより家が消滅した場合又は他の市町村へ轉籍して本籍を失つた場合などには、從來の戸籍全部が抹消されて戸籍簿より除かれることになる。この除かれた戸籍を編綴したものが除籍簿になる。除籍簿の保存、公開などは戸籍簿に準ずる(戸一七條)。

(4) 見出帳とは戸籍簿及び除籍簿に編綴した戸籍又は除かれた戸籍の索出の爲めに設けられるものである。之に戸籍見出帳と除籍見出帳との別がある(戸細七條)。

(5) 廢書簿は監督區裁判所に備ふる帳簿である。即ち區裁判所が新戸籍の副本及び第五條一項の戸籍の副本(除籍の副本)の送付を受けたるときは前に送付を受けたる戸籍の副本は其戸籍に關する届書その他の書類と共に別に編綴して之を廢書簿とすべきである(戸細二八條)。

## 第四節 戸籍の記載

### 第一款 記載事項

戸籍に記載すべき事項は戸籍法第一八條及び第二一條に列擧されて居る。第一八條に掲ぐるものは實質上の記載事項であり、他は手續上の記載事項である。戸籍用紙には各事項の記載欄を豫め印刷して置き、その各欄へ夫々記入することになつて居る(戸細一條、一二條)。尙ほ種痘法(明治四二年法(律第三五號))。

兵役法(昭和二年法(律第四七號))などにより、戸籍の欄外へ種痘、兵役に關する略符號を記入すべく命ぜられて居るが、此等は固より本來の戸籍事項ではない。

### 第一 實質上の記載事項

戸籍の實質上の記載事項は次の如くである。(1) 戸主、前戸主及び家族の氏名、(2) 戸主の本籍、(3) 戸主が華族又は士族なるときは其の族稱、(4) 家族が戸主と族稱を異にするときは其の族稱、(5) 戸主及び家族の出生年月日、(6) 戸主又は家族となりたる原因及び年月日、(7) 戸主竝に家族の實父母の氏名及び家族と實父母との續柄(例へば長男とか養女とか庶子男とかの如し)(8) 戸主又は家族が養子なるときは其の養親竝に實父母の氏名及び續柄、(9) 戸主と前戸主及び家族との續柄(戸主と家族との續柄は家族の名の上部に記載するを以て之を類書と稱して居る)、(10) 家族の配偶者又は家族を経て戸主と親族關係を有する者に付ては其の家族との續柄(例へば長男妻又は長男養女の如し)、(11) 他家より入りて家族と爲りたる者が他の家族とのみ親族關係を有するときは其の續柄(例へば妻某從妹の如し)、(12) 他家より入りて戸主又は家族となりたる者に付ては其の原籍、原籍の戸主の氏名及び其の戸主と戸主又は家族となりたる者との續柄、(13) 後見人又は保佐人ある者に付ては後見人又は保佐人の氏名、本籍及び其の就職竝に任務終了の年月



日、(14)その他戸主又は家族の身分に關する事項(例へば婚姻、養子縁組などの如し)、之である。

### 第二 手續上の記載事項

手續上の記載事項に屬するものは次の如くである。即ち届出又は申請の受附年月日、届出人の資格及び氏名、發送者、報告者の職氏名、裁判の年月日及び裁判所などである(戸二一)。

#### 第二款 戸籍記載の方法

##### 第一 記載方一般に就て

戸籍の記載には略字又は符號を許さず、月日も必ず壹貳參拾などの文字を用ひ、嚴格なる形式によるに非ざれば文字の改竄を許さない(戸二)。而して記載の文末には市町村長が必らず認印を爲すことを要する(戸二)。又補箋式の掛紙を用ふる場合には、市町村長は掛紙と本紙とに契印せねばならぬ(戸三)。

##### 第二 戸籍記載の順序

戸籍は戸主を本として作成するのであるから、戸主を首位に記載し次いで家族を記載する。家族數人あるときは尊卑長幼などを標準として左の順序を以て記載するのである。但し一度戸籍を編製したる後入籍する家族は此順序によらず入籍順により最後の家族に次いで順次に記載する(戸一)。

(戸三) 即ち(1)戸主、(2)戸主の直系尊屬、(3)戸主の配偶者、(4)戸主の直系卑屬及び配偶者(5)戸主の傍系親及び配偶者、(6)戸主の親族に非ざる者の順序である。尙ほ直系尊屬の間にあつては親等の遠き者を先にし、直系卑屬及び傍系親の間にあつては親等の近き者を先にするのである。又親等の同じき者の間に在つては親族順位に依り、親族順位同じきときは出生の前後による(戸二)。

#### 第三款 戸籍記載の基本

市町村長は(イ)届出、(ロ)報告、(ハ)申請若くは請求、(ニ)證書の謄本、(ホ)航海日誌の謄本及び(ヘ)裁判に基いて戸籍の記載を爲すべきものであつて(戸二)、別段の規定ある場合の外は絶対に職權を以て之を爲すことを許されぬ(戸三九條二項、四一)。

(1) 届出 之に付ては戸籍法第四三條乃至第一六三條に規定がある。その詳細は後述する所に譲る。

(2) 報告 水難、火災その他の事變に因り死亡したる者ある場合には、その取調を爲した官廳又は公署よりの報告に基いて戸籍の記載をする(戸一)。戦死の場合には部隊長より報告を爲すことになつて居る。軍人軍屬が戦死した場合に於ても從來は單に死亡と記載するに過ぎなかつたが最近は總べて戦死と記載することに統一された。又監獄の長、警察官又は裁判所より報告を爲す



べき場合もある(戸二一〇條、二一一)。

(3) 申請又は請求 戸籍の訂正を爲すべき場合には裁判所の許可を得て又は確定判決の謄本を添附して訂正を申請し(戸一六四條、一六五)。條、一六七條一項。又は検事より訂正を請求し(戸二六七)。條二項、之に基いて市町村長は戸籍の記載を爲すのである。右の外に検事の請求に基いて記載を爲すべき場合もある(戸二〇二)。條二項。

(4) 證書の謄本 外國に在る日本人が其の國の方式に従ひ戸籍に関する届出を爲し、その旨の證明書を作らしめたる時は、その謄本に甚いて戸籍の記載を爲しうる(戸六)。條一。

(5) 航海日誌の謄本 航海中に出生又は死亡ありたる時は、航海日誌の謄本に基いて戸籍の記載をする(戸七五條、二二三條)。條。

(6) 裁判 戸籍の記載を爲すべき旨を命じたる裁判があつた場合には、之に基いて戸籍の記載をする(戸一七)。條三。

市町村長が職権を以て戸籍の記載を爲しうる場合は次の如くである。即ち(イ)市町村長が届出懈怠者に對して相當の期間を定めて届出の催告を爲すも届出を爲さざる場合及び届出義務者に對して右の催告を爲すこと能はざる場合に監督區裁判所の許可を得て戸籍の記載を爲すとき(戸六)。條四

及び(ロ)戸籍の訂正又は更正を爲すとき(戸三九條、四〇)。條四一參照、之である。

#### 第四款 戸籍記載の手續

市町村長が戸籍記載の基本たる事由に關する届書などを受附けるに當つては調査をなさねばならぬ。而して其の適法なることを認めたる事件は直ちに受附帳に記載を爲し、届書その他の書類に受附番號と年月日並に本籍人及び非本籍人の區別に従ひ受附の順序に依りたる種類番號を記載せねばならない(戸二二條一項)。條八。本籍地市町村長は届書その他の書類を直接受理し又は他の市町村長から送附を受けたる時は遅滞なく戸籍の記載を爲すことを要する(戸二二)。條二項。戸籍の記載手續が完了したならば、受理した届書その他の書類は本籍人非本籍人の別に從つて各々編綴して整理し(戸三)。條六、一ヶ月の後之を監督區裁判所に送附する(戸三)。條七。但し胎兒認知届(戸八)及び認知胎兒死産届(戸八)の如く別に戸籍の記載を要せざる事項に關する書類は別に合綴して保存すれば足る。外國人の出生、死亡等の届出に付ても同様である(戸三六條二項)。條二七。

#### 第一項 戸主の變更

戸籍法は家督相續、家督相續回復その他戸主の變更を生ずべき事項に付ての記載手續を特に規定して居る(戸二)。條三。即ちこれ等の事項に付き本人より届出があり又は戸籍訂正の申請があり若くは



検事よりその請求があつた場合には(戸一六七條二項、一〇二條二項)、これ等の書類と共に前戸主又は前戸主の名義を有したる者の戸籍をも参照して新戸籍を編製すべきである(戸二三條一項)。新戸籍を編製したるときは前戸主及び戸主の名義を有したる者の戸籍はその事由を記載して抹消し(戸二三條二項)、之を戸籍簿より除き除籍簿に加へる(戸一六條)。若し家督相續人が胎兒なるときは、その出生の記載をなすまで前記の手續を爲さず、單に戸主の戸籍を抹消して家督相續人が胎兒なる旨を記載する(戸二三條三項)。但し胎兒が家督相續人となるや否や不確定なる場合に對しては本項の適用はない。

#### 第二項 復籍拒絶

復籍拒絶の届出があつたときは(民七四條、七五條、七六條、七九條、八〇條)、拒絶者たる戸主の事項欄に其要旨を記載することを要する。而して右の手續後に於て新戸籍を編製するときは、之に復籍拒絶に關する事項を移記せねばならぬ。若し被拒絶者が死亡し其他復籍することなきに至つた場合には、復籍拒絶に關する事項を抹消せねばならぬ(戸二四條)。但しこの場合には何人も届出義務を負はざることには注意せねばならぬ。

#### 第三項 相續人の指定

家督相續人指定の届出があつたときは、その指定を爲したる者即ち被相續人の事項欄に其要旨

を記載することを要する(戸二五條、二六條、二七條)。而して其の後指定家督相續人の死亡、指定の取消又は指定の效力を失ふべき事由の届出ありたるときは、その事由を記載して指定に關する記載を抹消せねばならない(戸二九條一、二項)。尚ほ指定の取消の場合には其の届出あるべく(民九八條)、被指定者死亡の場合には戸籍法が届出義務を認めて居るが(戸一六條)、その他の場合に付ては届出が爲されぬことが多し。

#### 第四項 離籍及び除籍

(1) 戸主が家族を離籍し得る場合は民法に規定してある(民七四條、七五條、七六條)。戸主が家族を離籍したるときは、一方に於ては從來の戸籍の抹消即ち除籍が行はれると共に(戸二七條一、二項)、他方に於ては必ず一家創立による新戸籍の編製か又は他家への入籍が行はれるのである。この點は戸主が其の家を廢家したるときも同様である。

(2) 離籍は戸主よりの届出を要するが(戸一三條九項)、市町村長は被離籍者の一家創立の届出(戸一四條)又は他家入籍の届出あるに非ざれば被離籍者の戸籍を抹消し得ない(戸二六條六項)。蓋し若し然らざれば被離籍者は無籍者となるに至るからである。同様の關係が廢家の場合に於ても生ずる。即ち廢家は他家に入ること前提としてのみ許されるのである。従つて廢家居(戸一四條三項)あるも戸籍吏は單に廢



家に關する事項の記載を爲すに止まり、他家入籍の完了を待つて廢家の戸籍を抹消すべきである(戸二)。但し離籍の場合と廢家の場合は次の點に於て異なる。即ち離籍は一家創立の届出の有無に拘らず成立し、廢家は他家入籍届と合して有効に成立すると云ふ點である。

## 第五款 數市町村に關係する記載手續

## 第一項 本籍の轉屬

(1) 甲町の男が乙町の女と婚姻すれば、女の戸籍は原則として男の家の戸籍に移されることを要する。その結果として女の本籍地も乙町より甲町に移ることとなる。之を本籍の轉屬と云ふ。この場合婚姻の届出が何れの土地に於て爲されたとしても、乙町長は除籍を甲町長は入籍を爲さねばならぬ。故に町長は必ず二通の届書を提出せしめ(戸五)、その一通によつて自ら戸籍の記載を爲したる後、他の一通を遲滞なく他方の町長に送付すべきである(戸三)。若し届出が甲町に於て爲されたときは、甲町長は入籍の記載を爲した後に届書を乙町長に送付し、乙町長は送付された届書に基き除籍の記載を爲し且つ戸籍抹消の手續を爲しうる(戸二七)。然るに若し届出が乙町に於て爲されたときは、乙町長は届出の受理によつて除籍の記載は之を爲し得るが、戸籍の抹消は一時保留せねばならぬ。かくて乙町長は届書の一通を甲町長に送付し、甲町長は送付された届書

に基き入籍の記載を爲すべく、その記載後直ちに其旨を乙町長に通知すべく(戸三五)、この通知を受けたる時に町長は戸籍の抹消を爲しうるのである(戸二七)。

(2) 前述したる戸籍法第三一條の規定は、本籍分明ならざる者又は本籍なき者に付き市町村長が届出を受理したる後、その者の本籍が分明となり又は本籍を有するに至つた旨の届出が他の市町村長になされた場合にも準用される(戸三)。又入籍通知による戸籍の抹消手續に關する戸籍法第二七條二項及び第三五條一項の規定は、一家創立による除籍の場合にも準用せられる(戸二七條三項) 尙ほ戸籍法第三四條の規定を參照せられたい。(三五條二項)

## 第二項 非本籍地の届出

非本籍地の市町村長が届書を受理した場合には當該市町村長は届書を二通提出せしめ、一通を保有し他の一通を本籍地へ送付せねばならぬ。若し届出事件が婚姻、養子縁組の如きものであり且つ兩當事者の本籍地が別異の市町村に屬するときは、届出を受理する市町村長は届書三通の提出を求めることになる。尙ほ戸籍法第三三條及び第三四條を參照せられたい。

## 第三項 内地と他の地域との交渉

内地(樺太を含む)と朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島との地域間に於て戸籍記載關係に於て交



涉を有する届出事件を生じたる場合には、内地樺太以外の地域には戸籍法の施行なき爲め、同法第三一條乃至第三五條などの規定を直ちに適用することは出来ぬ。然るに朝鮮及び臺灣には夫々獨特の戸籍制度あり、その間の調和を計る必要上、戸籍法は第四二條の二なる規定を設けたのである。尤も同條に於ては「共通法第三條ノ規定ニ從ヒ」とあるから、同條は内臺間の去家入家には適用なきものの如く解せられるが、その立法精神から云へば之を包含するものと解するのが正當であると思ふ。

## 第六款 戸籍の訂正

(1) 戸籍の訂正には(イ)法律上當然訂正せられたるものと看做す場合と(ロ)市町村長が職権を以て訂正する場合と(ハ)關係人の申請又は検事の請求により訂正する場合とがある。以下に於て之を分説することしよ。

(2) 法律上當然訂正せられたるものと看做さるるものは、行政区劃の變更又は土地の名稱の變更である(戸四一條)。行政区劃とは道、府、縣、市、區、町、村と云ふ如く行政地域を指稱し、行政区劃の變更は、府縣並に市町村の合併若くは境界の變更などによつて生ずる。尙ほ行政区劃の單なる名稱のみの變更例へば村が町となつた場合は行政区劃の變更とは云はず、又行政区劃に非ざ

る土地例へば字の分合などを單に土地の名稱の變更と云ふのは適當ではない。しかし此等の場合は總べて本項の内に含ましめるのが妥當である。故に「行政区劃又ハ土地ノ名稱ノ變更」なる用語は、地番號の變更以外の土地の實質並に名稱の變更の總べて包含するものと解すべきである。

次に此等の變更は法令又は告示によつて一搬に周知せられ、變更後作成せられる謄本、抄本には變更後の行政区劃又は新名稱を用ふべきであるが、變更に應じて戸籍の記載自體を更正して置いてもよい(戸四一條一項但書、戸細二二條)。地番の變更は、必ずしも一般公知の事實と云ふことは出来ぬから、當然訂正せられたるものと看做さず、市町村長に於て其記載を更正することを要するのである(戸四一條二條)。

(3) 市町村長が職権を以て訂正するにも、裁判所の許可を得て爲す場合と然らざる場合とがある。

(イ) 戸籍の記載の錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によつて生じたるときは、市町村長は監督區裁判所の許可を得て戸籍の訂正を爲すことが出来る(戸三九條一項但書、同條二項)。市町村長の過誤によらずして即ち届書等に缺點ありたる爲め戸籍の記載が法律上許すべからざるものとなりたるとき(例へば非本籍人に付て戸籍を編製せる場合又は戸籍に記載すべからざる事項を記載したる場合の如し)



若くは其の記載に錯誤或ひは遺漏が存するときは、之を發見した市町村長は遅滞なく其の旨を届出人又は届出事件本人に通知することを要する(戸三九條)。若し届出人又は届出事件本人の所在不明などの爲め右の通知を爲すこと能はざるとき又は右の通知を爲したるに拘らず戸籍訂正の申請を爲す者なきときは市町村長は監督區裁判所の許可を得て戸籍の訂正が出来る(戸三九條)。尙ほ裁判所その他の官廳公署に於て戸籍に錯誤又は遺漏あることを發見したるときは、遅滞なく届出事件本人の本籍地の市町村長に其の旨を通知することを要する(戸三九條)。市町村長が監督區裁判所の許可を受けて戸籍の訂正を爲し得るのは、その訂正すべき事項が輕微で身分法上何等の影響を及ぼす虞なき場合に限り(大正一〇年六月一日大判)、重大なる事項の訂正に於ては確定判決を要する。

(ロ) 出生、死亡の届出の如く同一事件に付き數人の届出義務者があり(戸七二條、一七七條)、届出地も數個所に互るものに於て(戸四三條、七〇條、一一八條)、時を異にして各別に届出が爲され前後の届出の間に其の内容に付き相違せるとき、若し戸籍の記載が後の届出に基いて爲されて居る場合には、前の届出に基いて戸籍の記載を訂正することを要する(戸四〇條)。この場合には監督區裁判所の許可を必要とせず職權によつて訂正を爲しうる。

(4) 次の諸場合に於ては戸籍の訂正は關係人の申請若くは檢事に基いて行はれる。即ち(イ)戸籍に法律上許すべからざる記載あるとき又は其の記載に錯誤若くは遺漏あるときは、利害關係人は戸籍の存する市町村を管轄する區裁判所の許可を得て戸籍訂正の申請を爲しうる(戸一六條)。(ロ)婚姻、養子縁組などの如く届出によつて效力を生ずべき行爲に付き戸籍の記載を爲したる後、その行爲の無効なることを發見したる場合にも、届出人又は届出事件本人は、管轄區裁判所の許可を得て市町村長に對し戸籍の訂正を申請することが出来る(戸一六條)。(イ)及び(ロ)の場合は何れも輕微な事項に於てのみ認められるのであつて、重要な事項の訂正に於ては確定判決を必要とするのである(戸一六條)。(イ)及び(ロ)の場合に於て申請人が訂正許可を得たるときは、その裁判の日より一ヶ月内に裁判の謄本を添附して戸籍訂正の申請を爲さねばならぬ(戸一六條)。(六)訂正許可の申請を爲すや否やは、申請人の自由である。尙ほ訂正申請書には届書の通則に関する規定が準用せられる(戸一六條)。(ハ)父又は母が棄兒を引取るときは、一ヶ月内に第六九條二項による届出を爲し且つ戸籍の訂正を申請することを要する(戸七九條、八〇條)。この訂正申請には裁判所の許可を要しないことに注意すべきである。(ニ)檢事が戸籍の訂正を要すべき旨の訴を提起し、その旨の確定判決ありたる場合には、檢事は遅滞なく戸籍の訂正を請求することを要する(戸一六七條)。



## 第五節 戸籍の届出

## 第一款 届出に関する通則

## 第一項 届出の種類

戸籍の記載は届出、報告その他の書類に基いて之を爲すものであるが、その内に於て最も重要なものは届出である。届出は之を次の二種に大別することが出来る。即ち(1)既生の事實を報告的に届出づるもの及び(2)届出によつて始めて何等かの法律上の効果を生ずべき創設的のもの、之である。出生、死亡、家督相續、推定家督相續人の廢除又は其の取消、一家創立、裁判による認知などの届出は前者に屬し、認知、養子縁組、協議上の離縁、婚姻、協議上の離婚、家督相續人の指定又は其の取消、入籍、離籍、復籍拒絶、廢家、分家、廢絶家再興、轉籍などの届出は前者に屬する。後者は法律上其の届出が強制されて居らぬが、前者は強制されて居る。従つて前者には届出義務者が定められ且つ届出期間が指定されて居る。而して届出期間懈怠の場合には過料の制裁がある(戸一七)。

## 第二項 届出を爲すべき者

## 第一 届出能力

戸籍法上有效なる届出を爲し得る能力を、届出能力と云ふ。然らば如何なる者が届出能力を有するものと云ひ得るであらうか。この點に付き標準となるのは、戸籍法第四九條の規定である。本條が届出能力に関する規定なるか又は届出義務に関する規定たるに止まるかに付ては、學者間に議論がある。筆者は本條を以て届出義務に関する規定なりとする説に賛成するが本條は次條と相俟つて間接に届出能力を規定したるものと考えらる。要するに行為能力者が届出能力あることは明白であるが問題は無能力者である。(イ)創設的届出に関する戸籍法第五〇條の規定によると、無能力者と雖も意思能力ある以上原則として届出能力がある。但し禁治産者が届出を爲す場合に付ては同條二項の規定に注意しなければならない。(ロ)報告的届出の場合に付ては第四九條の規定がある。(a)届出を爲すべき者が妻又は準禁治産者なるときは本人自ら届出を爲すべきであり且つ届出能力を有する。(b)届出を爲すべき者が未成年者又は禁治産者なる場合に付ては、次の點に注意を要する。即ち一般に此種の届出は親権者又は後見人が届出義務者となつて居る。けれども此場合に於ても意思能力ある以上、未成年者又は禁治産者が自ら届出を爲し得ざるものではない。次に出生、死亡など單純なる事實に関する届出は未成年者又は禁治産者自身に於て之を爲



しうる(戸四九條)。以上の次第であるから、意思能力あるものは届出能力ありと云ふことになる。  
しかしこの事と戸籍法第五八條の規定とは何等矛盾するものではない。

## 第二 届出の代理

口頭による届出の場合に於て、届出人が疾病その他の事故によつて自ら市町村役場に出頭し得ないときは、代理人を以て届出を爲すことが許される(戸五七條三項)。尤も届出事件の性質上之を許さぬものもある(戸八七條、九四條、九九條、一〇三條、一〇六條)。書面による届出に付ては別段の規定もないが、任意代理を認めざるものと解する。届出の法定代理に付ては第四九條に規定がある。

## 第三項 届出の場所

(1) 戸籍の届出を爲すべき地は第一に届出事件の本人の本籍地である(戸四三條)。此處に本人の本籍地とは本人の所屬する家の本籍地を云ふ。又本人の家とは、出生者に付ては其の者の所屬する家であり、死亡者に付ては其の者の屬した家であるが、他市町村に在る他家に親族入籍する場合には(民七三七條、七三八條)現に屬する家を標準とすべく入籍せんとする他家を標準とすべきではない。第二に戸籍の届出は届出人の所在地に於ても之を爲すことが出来る(戸四三條)。

(2) 以上の一般原則に對して三個の例外のあることに注意せねばならぬ。即ち(イ)特種の場合に

は事件本人の本籍地と届出人の所在地との外に、届出地が認められる場合がある。例へば出生届は出生地に於ても爲しうる(戸七條)。死亡届は死亡地に於ても之を爲しうる(戸一一條)。又轉籍届、轉籍地に於て(戸一五條)就籍届が就籍地に於て(戸一六條)爲しうることは之に屬する。(ロ)或る場合には事件本人の本籍地又は届出人の所在地が届出地とされず、必ず他地に於て届出を爲すべきものとされて居る。家督相續に關する届出は之に屬する(戸一五條、一二七條、一二八條)。養子縁組届(戸九條)及び婚姻届(戸一〇條)の場所も養子或ひは妻に付て云へば此場合に該當する。(ハ)外國に在る日本人は戸籍法の規定に従つた届出を、その國に駐在する大公使、領事に提出しうる(戸六條)。但し内地に在る届出事件本人の本籍地へ届出することは差支えない。

(3) 日本の國籍なき者と雖も出生又は死亡に付ては届出を要する。尤もこの届出は戸籍に記載されぬ。しかし事件本人の寄留地の市町村長は其の書類を保存せねばならぬ(戸四四條二項、三六條二項後段)。この場合の届出は事件本人の寄留地又は届出人の所在地に於て之を爲すのである(戸四四條一項)。

(4) 本籍分明ならざる者又は本籍を有せざる者に付て届出があつた後、その者の本籍が分明となり又は本籍を有するに至つた場合には、前の届出の届出人若くは其の事件本人から此事實を改めて届出なければならぬ。その届出は前の届出を爲したる市町村に之を爲すべきである(戸四四條五條)。



第四項 届出の義務

第一 届出義務者

届出の義務は報告的届出に付てのみ認められるものである。何人が届出義務を負ふかは各個の届出の種類によつて異なる。尙ほ届出義務者が未成年者又は禁治産者なるときは、その者の法定代理人が届出義務者となる(戸四九)。禁治産者が届出を爲すに付ては戸籍法第五〇條二項の條件を守らねばならぬ。届出義務者が數名あるときはその間に順位がある(戸七二條)。

第二 届出の期間

届出を爲すべき期間は報告的届出のみに關する。届出の期間は届出事件發生の日より起算するのが原則であるが(戸六三)、事實を知りたる日より起算すべき場合もある(戸八六條、一一六條一項、一四四條二)、事件發生の日が裁判確定の日である場合(戸八四條、九三條、九八條、一〇五條、一〇七)にも、裁判確定の日より起算するのであるが、上告棄却の判決の如く裁判が送達又は交付前に確定したるときは特に其の裁判に付き送達又は交付ありたる日より起算する(戸六三)。期間の計算法に付ては大體に於て民法の規定に従ふ。尙ほ樺太に於ける届出に對しては、戸籍法に規定する期間は二倍に延長される(樺太施行法)。

第三 届出の怠懈

届出の期間を正當の理由なくして懈怠したるときは十圓以下の過料に處せられる(戸一七)。しかし期間經過後と雖も届出義務は存續するのであり、市町村長は期間經過後の届出と雖も受理せねばならぬ(戸六)。尙ほ市町村長の届出の催告の期間を懈怠したる者は二十圓以下の過料に處せられる(戸一七)。過料の裁判は非訟事件手續法の規定に従ふ(戸一七)。

第五項 届出の方法

第一 書面による届出

届出は書面又は口頭を以て之を爲すことが出来る(戸四)。書面を以て届出を爲す場合は届書を市町村長に提出する。提出の方法の如何を問はぬ。届書の記載を爲すには略字又は符號を用ひず、字畫明瞭なることを要し、文字の改竄を許さず、訂正挿入又は削除に付ては一定の方式に従はねばならぬ(戸五)。届書には一般的に左の事項を記載すべきである。(1)届出事件、(2)届出の年月日、(3)届出人の出生の年月日及び本籍(戸四七)、(4)事件本人に隨つて家を去り他家に入りその他身分に變更を生ずる者ある場合には其の者の氏名、出生年月日、本籍及び身分變更の事由(戸四七)、(5)届出人と事件本人と異なるときは其の續柄(戸四八)、(6)届出人が家族なるときは戸主の氏名



及び戸主と届出人との續柄(戸四八、條二項)、(7) 證人を要する事件の届出に付ては證人の出生年月日及び本籍(戸五、條一)、(8) 届出人、事件本人又は證人が本籍に在らざるときは其の所在(戸五、條二)、(9) 届出地が事件本人の寄留地なるときは其の旨(戸細四三、條一項)、(10) 日本に國籍を有せざる者に關する事項に付き届出人の所在地に於て届出を爲すときは本人の寄留地(戸細四三、條二項)、(11) 届書に記載すべき事項にして存せざるもの又は知れざるものは其の旨(戸五、條三)、(12) 法令に於て明かに記載事項とせるものの外なほ戸籍に記載すべき事項を明瞭ならしむる爲め必要なるもの(戸五、條四)、(13) 届出人又は證人の署名捺印(戸四七、條一項、五一、條、六八、條)、之である。

## 第二 口頭による届出

口頭を以て届出を爲す場合には、届出人が市役所又は町村役場に出頭し、届出に記載すべき事項を陳述することを要し、市町村長は届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載し、之を届出人に讀聞かせ且つ届出人をして其の書面に署名捺印せしむることを要する(戸五、條七)。届出人が疾病その他の事故により自身出頭すること能はざるときは、代理人を以て届出を爲すことが出来る(戸五、條七)。但し認知(戸七、條八)、養子縁組(戸九、條四)、協議上の離縁(戸九、條九)、婚姻(戸一〇、條三)、協議上の離婚などの如き所謂創設的届出に付ては、代理人による口頭届出は許されぬ。而して創設届出にあつて、届出人

が署名不能の場合には代署を許すや否や疑問であるが、戸籍法第六八條の趣旨に照して之を認むる見解が正當であると思ふ。尙ほ昭和一四年一〇月九日民事甲第一一〇〇號地方裁判所長宛民事局長通牒も亦この説を採用して居る。又届出人出頭不能なるときは、戸籍吏員の出張を求めて之に口頭届出を爲すの外はない(大正一一年七月四日決議)。

## 第三 添附書類

戸籍法が戸籍届に添附すべき書類として認めたるものは次の如くである。即ち(1) 禁治産者が自ら届出を爲すときに必要なる意思能力あることの診断書(戸五〇、條二)、(2) 届出事件に付き戸主、父母、後見人、親族會その他の者の同意、承諾又は承認を必要とするときに於ける同意書、承諾書、承認書(戸五、條八)、(3) 届出事件に付き官廳のの許可を要する場合には其の許可書の謄本(戸五八、條二)、(4) 届出事件の性質により届出人が届出事項を證明すべき場合には之に關する書類例へば死亡届に於ける診断書、検案書又は検死調査書の謄本(戸一一、條六)、之である。尙ほ數通の届書を提出すべき場合に於ては、之に添附する戸籍謄本その他の書類は總べて各通に添附せねばならない(大正四年二月一三日民一七五號回答)。

## 第四 届出の追完

届書に欠缺があり其の届書に基いては戸籍の記載を完全に爲すこと能はざるときは、市町村長



は其の届書の受理を拒み其の欠缺を補正せしめねばならぬ。若し欠缺ある届書を既に受理したる場合には、届出義務者をして其の追完を爲さしむることを要する(戸六)。追完は前に受理したる届書を訂正せしむべきものでなく、別に届出の形式によるべきである(大正四年六月二六、日民五一九號回答)。届出義務者が追完を爲さざるときは市町村長は之に對して催告を爲すことを要する。若し届出義務者が催告あるも追完を爲さざる場合又は催告不能の場合には、市町村長は監督區裁判所の許可を得て職權を以て戸籍の記載を爲すことが出来る(戸六五、條後段)。尙追完を爲すべき届出義務者は、現實に届出を爲したる者のみでなく、その届出事件の總べての届出義務者を含む(大正三年一月二八、日民一九六二號回答)。戸籍に記載すべき事項に付き届書に誤記ありたるも既に戸籍に記載したる後に於ては、戸籍訂正の手續によるの外はない(大正四年七月七日、日民一〇〇八號回答)。

#### 第五 虚偽の届出

戸籍の記載の正確を期する爲めには、その基本たる届出が眞實でなければならぬ。故に法律は故意に虚偽の届出を爲したる者に對して一定の制裁を課して居る。即ち戸籍に記載を要する事項に付き虚偽の届出を爲し戸籍の原本に不實の記載を爲さしめたる者は二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる。而して右の未遂罪も罰せられる(戸一五、七條)。尙戸籍の記載を要せざる事項例

へば胎兒認知の届出に付き(戸八)又は日本の國籍を有せざる者に關する事項(戸三六條、二項後段)に付き虚偽の届出を爲したる者も一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる(戸一八、〇條)。

#### 第六 届出の受理

市町村長が届書を受附けたるときは直ちにその記載を點檢し、之に瑕疵なきことを認めたとて受理しなければならぬ。受理とは届書その他の書類に付き法律上の瑕疵なきことを認めたとて適法なものとしてその受領を認容する一種の處分であるから、單なる書類の受附とは異なる。届出人は届出の受理又は不受理の證明書を請求しうる(戸六、七條)。尙ほ市町村長の受理、不受理を不當とする者は、管轄區裁判所に抗告を爲すことが出来る(戸一六、九條)。

#### 第二款 届出各論

##### 第一項 出生及び棄兒

(一)出生届には一般の記載事項(戸四七條以下第五節、第一款第五項参照)の外に次の如き事項を記載せねばならぬ。即ち(イ)子の氏名及び性別(戸六九條、二項一號)、(ロ)子が嫡出子又は庶子なるときは其の旨(同二)、(ハ)出生の年月日時及び場所(同三)、(ニ)父母の氏名及び職業(同四)、(ホ)子の入るべき家の戸主の氏名及び本籍(同五)、(ヘ)子が一家を創立するときは其の旨及び創立の原因並に場所(同六)、(ト)親又は子が外



國人なるときは其の旨(同七)、(チ)民法第八二二條により父未定の間なるときは其の事由(戸七四) 條一項、之である。

(2) 届出は出生の日より起算して十四日以内に爲すことを要し(戸六三條一項、六九條一項)、期間を経過すれば過料に處せらる(戸一七) 條。若し出生前に子が死亡したときは、出生届は死亡届と同時に爲すことを要するから(戸七) 條、死亡の事實を知りたる時より七日以内に爲すべきである(戸一一) 條。届出地は子の本籍地又は届出人の所在地でもよいが(戸四) 條、出生地にても妨げない(戸七) 條。尙ほ第七一條、第七五條及び第七六條を参照せられたい。

(3) 届出義務者は(イ)父、(ロ)母、(ハ)戸主、(ニ)同居者、(ホ)分娩に立會ひたる醫師又は産婆、(ヘ)分娩を介抱したる者であり、この順序が出生届に關する原則的順位である(戸七) 條。右の原則は嫡出子に付ては完全に適用される。尙ほ嫡出子否認の訴を起したるときであつても、出生届をせねばならぬ(戸七) 條。又私生子の場合にも母以下の順位で届出義務者が定まる。然るに庶子出生届は父が之を爲すことを要する(戸七二條) 二項前段。父以外の者は戸籍法第八三條前段の趣旨に照して之を爲し得ない。

(4) 棄兒を發見した者又は其の旨の申告を受けた警察官は二十四時間内に市町村長に棄兒發見

の申出を爲し市町村長はこの申出により棄兒に氏名を命じ本籍を定め且つ着衣等身邊の附屬品、發見の場所年月日その他の狀況及び命じた氏名、男女別、出生の推定年月日並に本籍を記載した調書を作成せねばならぬ(戸七) 條。この調書は之を届書と看做される市町村長は之に基き戸籍の記載を爲すべく(戸二) 條、棄兒は一家を創立する。棄兒の父又は母が棄兒を引取らんとするときは、一ヶ月内に改めて出生届を爲し戸籍の訂正を申請するのである(戸七) 條。棄兒發見後その申出を爲す前には又は棄兒引取の手續を爲す以前に棄兒が死亡したときは、發見若くは引取の手續は死亡の届出と共に之を爲すべきである(戸八) 條。

### 第二項 認 知

(1) 認知は届出によつて效力を生ずるのが原則である(民八二) 條。尤も遺言による認知の場合には遺言が效力を發生したるときに認知は效力を生じ又裁判による認知の場合には判決の言渡によつて認知の效力を生ずるから、この二箇の場合に於ける届出は報告的届出である。

(2) 届出による認知の届出は創設的届出である。この種の届出を爲しうる者は原則として父である。有力な學説は母の認知を認めぬが、判例は之を認めて居る。この種の届出に付ては届出期間もなく又代理人による届出も許されぬ(戸八) 條。届出事項は一般の事項の外に次の如きものがあ



る。之は報告的認知届に付ても同様である。(イ)子の本籍、氏名及び生年月日(戸八一、(一)死亡したる子を認知する場合には死亡の年月日(同二)、(ハ)母の本籍、氏名(同三)、(ニ)父の職業(同四)、(ホ)子が家族なるときは戸主の本籍、氏名及び子との続柄(同四)、(ヘ)子が胎児なるときは其の旨(戸八二)、(ト)子が外国人であつて認知により日本の国籍を取得すべき場合には子の原国籍及び母の国籍(戸一四、八條)、之である。届出地は届出人の所在地又は届出事件本人即ち被請求者たる子の本籍地である。但し胎児認知の場合は認知者の本籍地が届出地になる(戸八二、(三)後段)。届出による認知が認知によらず、父の爲した庶子出生届によつて爲されることがある。この場合には出生届により子は直ちに庶子となる(戸八三條前段、(一)民八二七條二項)。未だ届出なき私生子の父母が婚姻して父母より嫡出子届が爲された場合には其子は嫡出子となる(戸八三條後段、(一)民八三六條二項)。認知された胎児が出生後届出前に死亡したるときは、戸籍法第七七條の規定に従ふ。若し死體にて生れたときは同法第八六條の適用がある。(三) 裁判による認知に基く届出は報告的届出である。届出事項は(二)の場合と同様であるが、裁判確定の日を記することと判決謄本を添附すべきことだけが異なる(戸八、(四)條)。届出義務者は訴を起したる者であり、届出期間は裁判確定の日より十日内である(戸五七、(三)條三項)。届出地は本人たる子の本籍地又は届出人の所在地である。

(4) 遺言による認知に基く届出は報告的届出である。届出義務者は遺言執行者である(戸八、(五)條)。代理人による届出は妨げない(戸八、(七)條)。届出期間は遺言執行者が就職したる日より十日内である。届出地は一般原則に従ふ。届出事項は遺言の謄本を添附する外かは一般の場合と同様である。尙ほ第八六條但書を参照せられたい。

### 第三項 養子縁組及び縁組取消

(1) 養子縁組届に記載すべき事項は次の如くである。(イ)當事者の氏名、出生年月日、本籍及び職業(戸八八條、(一)項一號)、(ロ)養子の實父母の氏名及び本籍(同二)、(ハ)當事者が家族なるときは戸主の氏名、本籍及び戸主との続柄(同三)、(ニ)婚家又は養家より更に縁組によつて他家に入らんとする者の場合には實家の戸主、前養親の氏名及び本籍(戸八八、(二)條二項)、(ホ)配偶者の一方が双方の名議を以て縁組を爲す場合には其の旨(戸八九條、(一)項)、(ヘ)遺言による縁組の届出の場合には遺言の謄本の添附、之である(戸九、(一)條)。

(2) 届出人は當事者である(民八四七條、七七五條二項、八、(一)項、(二)項、八四二條、戸八九條)。代諾縁組の場合には(民八四、(三)條)、養子の父母が届出を爲すことになる(戸九、(一)項)。縁組の届出は創設的届出である。届出地は養親の本籍地又は所在地である(戸九二條、(一)項、(二)項)、尙ほ戸籍法第九四條の規定により、代理人による届出は許されない。



(3) 縁組の取消は必ず判決によるから、その届出は常に報告的届出である。届出義務者は訴を起したる者であるが(三九)、代理人による届出も可能である。届出地は届出人の所在地又は事件本人の本籍地である。届出期間は裁判確定の日から十日間である(三九)。届出には判決謄本を添附する外、次の事項を記載せねばならぬ(三九)。即ち(イ)當事者の氏名及び本籍、(ロ)養子の實父母の氏名及び本籍、(ハ)養子の入るべき家の戸主氏名及び本籍、(ニ)養子が一家を創立するときは其の旨及び創立の原因並に場所但し實家を再興するときは其の旨及び場所、(ホ)裁判確定の日、之である。

## 第四項 養子離縁

(1) 届出による離縁届は創設的届出である。之には(イ)當事者の協議によるもの(八六二)、(ロ)養親死亡後養子が戸主の同意を得てするもの(八六三)及び(ハ)民法第八七六條の場合の三種がある。(イ)の場合の届出人は兩當事者である(六九)。 (ロ)の場合には養子が届出人である(七九)。 (ハ)の場合に付ては戸籍法に別段の規定もないが、その性質上養子が届出人である。以上三種の届出は代理人によることは出来ぬ(九九)。届出地は一般原則による(三四)。届出事項は一般原則による外、左の諸項を包含する(五九)。即ち(a)當事者の氏名、本籍及び職業、(b)養子の實父母の

氏名及び本籍、(c)當事者が家族なるときは戸主の氏名及び本籍、(d)養子の復籍すべき家の戸主の氏名及び本籍、(e)養子が一家を創立するときは其の旨及び創立の原因並に場所但し廢絶したる實家を再興せんとするときは其の旨及び再興の場所、之である。

(2) 裁判による離縁の届出は報告的届出である。裁判確定の日より十日内に訴を起したる者より判決謄本を添附して届出るのである(八九)。

## 第五項 婚姻及び婚姻の取消

(1) 婚姻届は創設的届出である。婚姻届には通則に規定されたものの外、次の事項を記載する(一〇)。 (イ)當事者の氏名、生年月日、本籍及び職業、(ロ)父母の氏名及び本籍、(ハ)當事者が家族なるときは戸主の氏名、本籍及び戸主との續柄、(ニ)入夫婚姻又は婿養子なるときは其の旨(ホ)入夫が戸主となる場合には其の旨、(ヘ)當事者の一方が婚家又は養家より更に他家に入るべき婚姻にあつては實家の戸主、養親の氏名及び本籍、之である。

(2) 届出人は婚姻の當事者である(七五、一〇三)。届出地は夫の本籍地又は所在地である(一〇)。

(3) 婚姻の取消に關する戸籍法上の性質は縁組の取消と全く同様であるから、その手續は第九三條の準用による(一〇二)。尤も檢事が婚姻取消の訴の原告となることがある點は縁組の取消の



場合と異なる。この場合には戸籍法第一〇二條二項の規定に注意せねばならない。

第六項 離婚

(1) 届出による離婚の届出は創設的届出である。届出事項は次の通りである(戸一〇四條)。即ち(イ)當事者の氏名、本籍及び職業、(ロ)父母の氏名及び本籍、(ハ)當事者が家族なるときは戸主の氏名及び本籍、(ニ)婚家を去る者の復籍すべき家の戸主の氏名及び本籍、(ホ)婚家を去る者が一家を創立するときは其の旨及び創立の原因並に場所但し實家を再興するときは其の旨及び再興の場所、之である。届出地は通則に従ふ。尙ほ第一〇六條参照。

(2) 裁判による離婚の届出は報告的届出である。その取扱は離縁の場合と同じ(戸一〇五條)。

第七項 親権及び後見

(1) 父が親権又は管理権の喪失の宣告を受けたるときは、その裁判確定の日より十日内に母が裁判の謄本を添附して届出ることを要する(戸一〇七條)。尤も母が親権を行はざるときは後見が開始せられる。届出地は通則に従ふ(戸一〇三條)。この場合の事件本人は母及び子である(大正五年一月六日。失權宣告の取消の裁判が確定したるときは、縁組取消の場合に準じて届出を爲さねばならぬ(戸一〇八條)。尙ほ失權宣告によつて後見が開始されて居つたときは、失權取消の結果として後見終了の届出を

要する(戸一一二條)。

(2) 後見開始の届出は後見人が(戸一〇九條)又後見人更迭の届出は後任者が何れも就職後十日内に之を爲すことを要する(戸一一一〇條)。届書には次の事項を記載せねばならぬ(戸一〇九條二項)。即ち(イ)後見人及び被後見人の氏名、生年月日及び本籍、(ロ)被後見人が家族なるときは戸主の氏名及び本籍、(ハ)後見開始の原因及び年月日、(ニ)後見人就職の年月日、之である。尙ほ遺言による後見人指定の場合には遺言の謄本を又後見人選任の場合には選任を證する書面を添附せねばならぬ(戸一一一〇條)。後見終了の届出には左の事項を記載して後見より十日内に之を提出する(戸一一一〇條)。即ち(イ)被後見人の氏名及び本籍、(ロ)後見終了の原因及び年月日、之である。後見に関する届出地は、被後見人の本籍地又は後見人の所在地である(戸一一一〇條三項)。保佐に付ては後見の規定が準用される(戸一一一〇條四項)。

第八項 隠居

隠居届は創設的届出に屬する。隠居行爲は隠居者の單獨行爲である。故に届出地は隠居者の本籍地又は所在地に限られる。届出事項は次の如くである。即ち(イ)隠居者の氏名、生年月日及び本籍、(ロ)家督相續人の氏名、生年月日、本籍及び隠居者との續柄、(ハ)隠居の原因、之である(戸一一一〇條五項)。尙特別の隠居にあつては裁判の謄本を添附せねばならぬ(戸一一一〇條五項)。又隠居の取消の場合



には戸籍訂正の申請を爲せばよい。

## 第九項 死亡及び失踪

- (1) 死亡届は報告的届出である。死亡の届出には左の事項を記載し死亡の診断書、検案者又は検視調書の謄本を添附せねばならぬ(戸一六)。 (イ) 死亡者の氏名、本籍及び職業、(ロ) 死亡の年月日時及び場所、(ハ) 死亡者が家族なるときは戸主の氏名及び戸主と死亡者との続柄、之である。
- (2) 届出期間は届出義務者が死亡の事実を知りたる日より七日間である(戸一六)。 届出義務者は(イ) 戸主、(ロ) 同居人、(ハ) 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人となつて居るが、この順序によらず届出することは妨げない(戸一七)。 届出地は通則による外、死亡地に於ても届出を爲しうる(戸一八)。
- (3) 火難・水災その他の事變によつて死亡した者あるときは、之を調べたる官廳又は公署が死亡者の本籍地へ届出事項を記載した(戸一九) 報告書を送附しなければならぬ(戸一九)。 死刑の執行ありたる時又は在監中の死亡者に付き引取人なきときの刑務所長も同様の報告書に診断書又は検案書を添附して刑務所所在地の市町村長に送附する(戸二〇)。 死亡者の本籍分明ならざるか又は死亡者を認識し得ざる場合には、警察官が検視調書を作り死亡地の市町村長に報告する(戸二一)。 汽

車、艦船又は病院その他の公設所に於ける死亡に付ては同様の場合の出生届に関する規定が準用される(戸二二)。

- (4) 失踪宣告の届出は報告的届出である。即ち訴を起した者が裁判確定後十日内に届出を爲すことを要する(戸二四)。 届出事項は次の通りである。(イ) 失踪者の氏名及び本籍、(ロ) 失踪期間満了の日、(ハ) 失踪者家族なるときは戸主の氏名、本籍及び戸主と失踪者との続柄、之である。失踪宣告取消の裁判があつたときは戸籍訂正の申請をする。

## 第十項 家督相續

- (1) 家督相續の届出は戸主となりたる者が相續の事実を知りたる日より一ヶ月内に提出することを要する(戸二五)。 戸主となりたる者が外國に在る場合は三ヶ月内に届書を發送するを以て足る(同條)。 尙ほ選定家督相續人は選定を證する書面を添附せねばならぬ(戸二六)。 届出事項は通則に定むるものの外、(イ) 家督相續の原因及び年月日及び(ロ) 前戸主の氏名竝に續柄が必要とされる(戸二五)。 届出地は被相續人の本籍地である(戸二七)。
- (2) 家督相續人が胎兒なるときは母が届出義務を負ひ、一ヶ月若しくは三ヶ月内に診断書を添附して届出る(戸二七)。 届書には家督相續人が胎兒なる旨を記載せねばならぬ(同條)。 届出地は



被相続人の本籍地である(戸一三)。胎児相續届を爲したる後胎児が死體にて生れたるときは、母は一ヶ月内に醫師又は産婆の検案書を添へて届出ることを要する(戸二八)。母が届出るときは家督相續人が届出る(同條)。

(3) 家督相續回復の届出は一種の家督相續届に外ならぬから、届出事項なども普通の場合と同様である。ただ訴を起した者が届出義務者となり、期間が裁判確定の日から起算せられる(戸一二)。届出地も被相続人の本籍地に限られる(戸一三)。

#### 第十一項 家督相續人の廢除

推定家督相續人廢除の判決確定の日より十日内に訴を起したる者は(イ)被廢除者の氏名、本籍(ロ)廢除の原因、(ハ)判決確定の日を記載した届書を提出せねばならぬ(戸一三)。届出地は届出人の所在地又は事件本人の本籍地である。廢除取消の判決があつたときは、戸籍法第一三二條に基づいて届出を要する。

#### 第十二項 家督相續人の指定

推定家督相續人の指定又は指定取消の届出は、指定者より被指定者の氏名、本籍を記載した届出を爲さねばならぬ(戸一三三條)。遺言による指定の場合には、遺言執行者が遺言謄本を添附して遅

滞なくこの届出をなす(戸一三)。届出地は通則に従ふ。この場合の事件本人は指定者と被指定者の双方を含む。被指定者が死亡したるときは、指定者より十日内に其の旨を届出る(戸一三)。

#### 第十三項 入籍、離籍及び復籍拒絶

(1) 親族入籍(民七三)は入籍者が届出る(戸一三)。届出地は入籍者の本籍地又は所在地である。この場合の本籍とは從來の本籍地を指す。引取入籍(民七三)は引取人が届出を爲す(戸一三)。届出地は被引取人の本籍地又は引取人の所在地である。入籍届の記載事項は戸籍法第一三七條及び第一三八條に示されて居る。

(2) 離籍の届出は戸主より爲し(イ)離籍せらるる者の氏名と(ロ)離籍の原因とを記載する(戸一三)。届出地は通則に従ふ。離籍を受けた者で一家を創立したる者は、戸籍法第一四〇條の規定に基づいて届出を爲すことを要する。

(3) 復籍拒絶の届出は戸主より戸籍法第一四一條に従つて之を爲すのである。この届出は創設的届出である。届出地は通則によるが、事件本人は拒絶者及び被拒絶者の双方である。復籍拒絶により又は復籍すべき家の廢絶によつて復籍不能となり、その爲めに一家を創立したるときは、戸籍法第一四二條に従ふ届出を要する。



## 第十四項 廢家及び絶家

廢家届は廢家せんとする戸主のみが爲しうる創設的届出である。之には入るべき家の戸主の氏名、本籍を記載せねばならぬ(三條、四條)。随伴家族あるときは之をも記載する(二項、四七條)。絶家による一家創立の届出は報告的届出である。即ち(イ)絶家の戸主の氏名、本籍、(ロ)絶家の原因、年月日を記して十日以内に届出る(四條、四四條)。届出地は通則によるが、本籍地は廢絶家の本籍地である。

## 第十五項 分家及び廢絶家再興

(1) 分家の届出は分家者による創設的届出である。その記載事項は次の通りである。(イ)本家戸主の氏名、本籍及び分家者との續柄、(ロ)携带入籍の直系卑屬あるときは其の氏名、生年月日、(ハ)分家者及び携带入籍者の父母の氏名、本籍、之である(五條、五四條)。(2) 廢絶家再興の届出には(イ)廢絶家戸主の氏名、本籍、(ロ)廢絶の年月日、(ハ)再興者の家との續柄、(ニ)再興者家族なるときは戸主の氏名、本籍を記載する(六條、六四條)。右(1)及び(2)の場合の届出地は通則による。

## 第十六項 國籍の得喪

縁組、婚姻又は認知によつて日本の國籍を取得する場合には原因行爲の届書中に取得者の原因

籍を記載すればよい(一四七條、一四八條)。妻又は子が夫又は父母に随伴して日本の國籍を取得する場合(國籍法一三條、一五條)にも別段の届出を必要としない。歸化又は國籍回復によつて國籍を取得した者は、その許可の日より十日内に所定の届出をせねばならぬ(一四九條、一五二條)。届出地は届出人の所在地である。國籍喪失の届出は、その者の戸主又は家督相續人より所定の事項を記載して(一五〇條)、必要なる書類を添附し(一五一條)、之を爲すのである(一五〇條、一五一條)。届出地は通則による。

## 第十七項 氏名、族稱の變更及び襲爵

氏名、族稱を變更したる者又は襲爵を爲したる者は十日内に所定の届出を爲すことを要する(一五三條、一五五條)。華族が爵位を返上し又は士族が族稱を返上したるときは、戶籍法第一五六條の届出を爲さねばならぬ。尙ほ第一五七條を参照せられたい。

## 第十八項 轉籍及び就籍

轉籍届は戸主が新本籍を記載して、自己の所在地又は舊本籍地若くは新本籍地(九條、一五條)に於て爲すことを要する(八條、一五條)。就籍とは無籍者の爲めに本籍を作る行爲である。就籍は確定判決により又は欲する地の區裁判所の許可によつて之を爲すのである。届出に付ては戶籍法第一六〇條及び第一六三條に基き十日内に就籍者の所在地又は就籍地に於て(一六條、一六條)、許可を受けたる者又は就籍



者の戸主となるべき者之を爲す(戸一六)。

第三款 抗 告

戸籍事件に付き市町村長の爲した不當處分に對しては監督區裁判所に對する抗告が許される(戸一六)抗告は抗告狀を以て爲すことを要する(戸一七)抗告を受けた裁判所は抗告に關する書類を市町村長に送付して其の意見を求める(戸一七)市町村長が抗告を理由ありと認めるときは處分を變更して其の旨を裁判所及び抗告人に通知すべく(戸一七二)抗告を理由なしと認むるときは五日内に書類を裁判所に返還せねばならぬ(同條)裁判所は決定を以て抗告を却下し又は市町村長に相當の處分を命ずる(戸一七三)この決定に對しては法律に違背したる裁判なることを理由としてのみ非訟事件手續法に從つて抗告を爲しうる(戸一七四)抗告裁判所の裁判に對しては不服を申立てることを得ない(同條)抗告の費用に付ては非訟事件手續法の規定を準用する(戸一七五)。

第十章 寄 留 法

第一節 總 說

第一 寄留の意義

(1) 寄留とは九十日以上本籍外の一定の場所に於て居住する目的を以て住所又は居所を有する事實を云ふ。而して其の住所を有する場合を住所寄留と稱し又居所を有する場合を居所寄留と云ふ(寄一、寄手一)寄留の要件は次の如くである。即ち(イ)本籍外の居住、(ロ)九十日以上居住する意思、(ハ)住所又は居所を有すること、之である。寄留には前述の如く住所寄留、居所寄留の外に住所外寄留なる種類がある。

(2) 寄留の制度は明治四年四月太政官布告によつて定められ、後に明治十九年に於て二つの内務省令が發布されたが、大正三年に現行戸籍法が制定された爲め之に應じて同年三月に法律第二七號を以て現行寄留法が制定され、翌四年一月一日より實施された。尙ほ寄留法は僅か四ヶ條に過ぎぬから寄留手續令(寄三)を参照することを要する。



### 第二 寄留の事務

寄留事務の管掌者は市町村長である(寄二條一項)。寄留事務の監督は戸籍事務と同じく當該地域を管轄する區裁判所が之を爲す(寄二條二項)。尙ほ寄留手續令第九條、第十條及び第十八條を参照せられたる。

### 第三 寄留の帳簿

- (1) 寄留簿は寄留場所の地番號順に編綴する、世帯主を本として一世帯を一用紙に編製するものである(寄手三條)。寄留簿に住所寄留簿と居所寄留簿の區別がある(寄手二條)。帳簿公開の原則が此場合にも適用される(寄手四條一三條)。
- (2) 出寄留用紙とは本籍地市町村長が寄留事項を記載して其の者の戸籍に添附する用紙である(寄手一一條、一三條)。出寄留用紙綴は出寄留用紙を戸籍に添附しない場合に別に之を綴じたものである。
- (3) 見出帳は戸籍の見出帳に準じて作成する(寄手五條)。除寄留簿は寄留簿中の用紙を閉鎖したる場合に之を寄留簿より除いて別に編綴したるものである(寄手一六條、寄手七條二項)。除寄留用紙綴は出寄留用紙を其の綴より除きたる場合に編綴せられる(寄手七條)。
- (4) 原寄留簿とは寄留簿の全部を改製したる場合に(寄手二一條)、廢毀の上保存せられる寄留簿である。

る。その保存期間は三年である(寄手八條)。原出寄留用紙綴は全部改製せられた舊出寄留用紙綴であり、保存期間は三年である(寄手二一條)。

### 第二節 寄留の記載

#### 第一 記載事項

寄留簿の記載事項は次の通りである(寄手五條)。即ち(1)寄留者の氏名及び職業、(2)世帯主の氏名及び世帯主と寄留者との續柄、(3)寄留者の本籍、生年月日及び華士族なるときは其の族稱、(4)寄留者が家族なるときは戸主の氏名及び續柄、(5)配偶者の氏名、(6)本籍なき者又は本籍分明ならざる者に付ては其の事由、(7)外國人の寄留には其の者の本國籍を又無國籍人に付ては其の旨、(8)寄留の年月日及び場所、(9)寄留地を變更したるときは原寄留地、(10)住所外寄留にあつては住所外寄留の年月日及び場所、之である。

出寄留用紙は寄留者の戸籍毎に一用紙を設ける。之に記載すべき事項は(イ)寄留者の氏名、(ロ)場所、(ハ)年月日、(ニ)住所居所の別である。(寄手一一條)。

#### 第二 記載手續

##### 第二節 寄留の記載



寄留簿の記載は届出又は職権によつて之を爲す(寄一)條。職権によつて記載するときは、特に其の事由を記載し(寄手八)條。文末に認印を押捺せねばならぬ(寄細一)條。

(1) 戸籍に記載した事項の変更によつて當然に寄留簿の記載が更正又は抹消せられる場合には、寄留届出義務はない。例へば寄留者が死亡せる場合の如し。かかる場合に戸籍上の届出が本籍地に於てなされたときは、本籍地の市町村長は出寄留用紙に従つて住所寄留地市町村長に其の事項を通知して寄留簿の記載を更正若しくは抹消せしめる(寄手一四)條一。住所寄留地の市町村長は寄留者に住所地外寄留地があれば其の地の市町村長に通知せねばならぬ(寄手一四)條二。寄留地の市町村長が届出を受理して寄留簿の記載を更正又は抹消したるときは其の旨を本籍地の市町村長に通知するから、本籍地市町村長は第一四條の通知する必要はない(寄手一五)條一。住所地外寄留地の市町村長が戸籍上の届出を受理した場合には、住所地市町村長に通知すると共に本籍地市町村長にも通知することを要する(寄手二)條五。

(2) 住所寄留を居所寄留に又はその反對に変更したる場合には、住所寄留簿又は居所寄留簿の記載を居所寄留簿又は住所寄留簿に移記しなければならぬ(寄手七)條七。この場合原寄留簿の記載を抹消し新寄留届の用紙に変更の年月日を記載するのである(寄手一六)條二。世帯全員が移つた場合には

用紙を當該相當寄留簿へ編綴替へすることが出来る(寄手七)條但書。同一市町村にあつて單に寄留の場所を変更したるに止まるときは、その記載を更正して移綴すればよい(寄手六)條六。

(3) 寄留者が寄留地を退去せる場合には其の者の記載を抹消し、全員退去の場合には寄留用紙を閉鎖して寄留簿より取除くことを要する(寄手一六)條一。寄留者が本籍を寄留地に移した場合も同様である(同條)條二。

(4) 行政区劃又は土地の名稱若しくは地番號の変更などがあつた場合には職権を以て又寄留者の職業などの変更があつた場合には届出によつて(寄手三)條六。寄留簿の記載を更正すべきである。

(5) 寄留簿の記載に錯誤又は遺漏あることを發見した場合に付て市町村長が職権により之を訂正しうるや否やに關しては規定がない。しかし戸籍法に倣つて之を積極に解すべきものと思ふ(寄一)條二。

### 第三節 寄留の届出

#### 第一 通 則

寄留義務者は原則として寄留者本人、世帯を同じくする者に付ては世帯主、寄留所、宿舍その



他の多数同居を目的とする場屋の寄留者に付ては其の場屋の管理を爲す者である(寄手二四條一)。退去届に付き義務者が之を爲さざるときは家主などが例外的に義務を負担する(寄手三)。届出は意思能力あれば之を爲しうるが(寄手二)、意思能力なきとき又は其の他の事情により届出を爲し得ないときは、同居者又は事實上の世帯管理者が其の届出を爲さねばならぬ(寄手二四)。届出は口頭又は書面による(寄手二七條)。署名捺印などに付ては戸籍法と同様である(寄手三)。届出義務者が届出を怠れば過料に處せられる(寄手四)。市町村長が義務者に催告しうることも戸籍法と類似する(寄手三九條)。届出地は寄留地を原則とするが(寄手二六條)寄留者が本籍又は住所に復歸した場合には本籍又は住所寄留地の市町村長に(寄手三)、退去の届出は原寄留地の市町村長に之を爲すのである(寄手二二條、三九條)。届出期間は各個の場合により異なるが、樺太に付ては總べて期間は二倍とする(寄手四)。

## 第二 新寄留

最初に寄留若くは住所外寄留を爲すことを新寄留と云ふ。届書には居所寄留、住所寄留の別その他必要なる事項を記載して(寄手五條)、十四日以内に寄留地に届出る(寄手二六條、三一條)。他人の所有家屋に寄留する者は、家主又は差配人の承諾書を添附せねばならぬ(寄手三一、三二條)。

## 第三 轉寄留

寄留の場所を變更することを轉寄留と名付ける。而して同一市町村内の變更を管内轉寄留と云ひ、然らざるものを管外轉寄留と稱する。管内轉寄留の届出は原寄留所、新寄留所及び變更の年月日を表示して十日内に之を爲す(寄手二六條、三二條)。尙ほ他人の所有家屋に轉寄留したるときは家主又は差配人の承諾書を要する(寄手三三、三三條)。管外轉寄留の場合には新寄留と同様の手續に従ふ(寄手三三、三三條)。

## 第四 復歸

復歸の届出は復歸者本人から之を爲す。届出地は本籍地又は住所地であつて、期間は十日、届出事項は本籍又は住所及び復歸の年月日である(寄手三三、三三條)。

## 第五 退去

寄留者が復歸するときは必ず一方の寄留地を退去することになるが、この場合には復歸届を爲すから退去に付き届出を要しない。然るに復歸もせず又新なる寄留所をも定めずして寄留地を退去する場合又は朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島若くは外國に赴くが爲めに寄留地を退去せんとする者には、豫め其の旨を世帯主、場屋管理者などから現寄留地の市町村長に届出ねばならぬ(寄手三四條、二二條、二五條)。届出事項は寄留の場所、本籍、退去せんとする年月日、退去後の居住地又は其の不定なる旨の記載である(寄手三三、三三條)。



第六 變 更

住所と居所の變更は十日内に届出ることを要する(寄手三  
五條)届出義務者は通則による(寄手二四  
條、二五條)。



# 條文索引

## 民 法

條文	頁
5.....	101
6.....	101
7.....	38 • 50
8.....	112
10.....	38 • 50
11.....	125
13.....	38 • 50
14.....	72
18.....	72
19.....	102
27.....	171 • 175
29.....	171 • 175
31.....	57 • 77
32.....	57 • 77
41 2 .....	187
79 1 .....	166
2 .....	166 • 176
3 .....	166 • 176
105.....	212
110.....	77
121.....	102
126.....	102
127 2 .....	198
3 .....	198
135.....	198
250.....	154

256 1 .....	158 • 159
2 .....	159
258 1 .....	159
2 .....	159
260 1 .....	160
2 .....	167
299.....	204
304.....	172 • 173
423.....	105
427.....	154 • 155
510.....	105
560.....	160
595.....	75
598.....	75
602.....	76 • 164
644.....	116 • 119 • 122
646.....	168
647.....	171
648 2 .....	213
3 .....	213
650 1 .....	168 • 171
2 .....	168 • 171
654.....	76 • 101 • 124
655.....	76 • 101 • 124
711.....	70
724.....	167
725.....	45 • 48 • 49 • 69 • 71
726 1 .....	45
2 .....	45



727.....	47 • 94	748 1 .....	39
728.....	47 • 48 • 49 • 71	748 2 .....	39
729 1 .....	47 • 48 • 81	749 1 .....	37
729 2 .....	77	2 .....	37
730 1 .....	47	3 .....	21 • 37
2 .....	47	750 1 .....	38 • 51 • 60 • 93
3 .....	47	2 .....	21 • 38 • 41 • 60
731.....	47 • 48 • 49	3 .....	21 • 38
732.....	23 • 33	751.....	39 • 117 • 119
733 1 .....	25 • 41	752.....	31 • 37 • 132 • 151 • 162
2 .....	21 • 25	753.....	31 • 162
3 .....	21	754 1 .....	32 • 51 • 61 • 151 • 162
734.....	25	2 .....	52 • 41
735 1 .....	25 • 38 • 41	755.....	32 • 162
2 .....	21 • 25	756.....	30
3 .....	25	757.....	31
736.....	28 • 51 • 54 • 141 • 162	758 1 .....	33 • 34
737... 25 • 27 • 38 • 50 • 141 • 142		2 .....	34
738... 24 • 25 • 27 • 38 • 50 • 51 • 141 • 142		760 1 .....	35
739.....	21 • 25 • 41 • 51 • 81 • 96 • 132	2 .....	35
740.....	21 • 81 • 96	761.....	30 • 33
741 1 .....	21 • 38 • 51 • 60 • 93	762 1 .....	21 • 22 • 26 • 37 • 40
2 .....	33 • 61 • 232	2 .....	22
742.....	41 • 91 • 96	763.....	22 • 25
743 1 .....	19 • 20 • 25 • 38	764 1 .....	21 • 22 • 23 • 25
2 .....	20 • 25	2 .....	23
3 .....	25	765.....	29 • 51 • 57
744 1 .....	19 • 41 • 61 • 93 • 141	766.....	54
2 .....	37 • 38 • 41	767 1 .....	54 • 57
745.....	19 • 20 • 21 • 23	2 .....	58
746.....	17 • 36 • 37 • 95	768.....	58
747.....	37 • 38 • 106 • 107	769.....	50 • 54 • 58 • 59 • 95

770.....	50 • 59	796 1 .....	74
771.....	50 • 59 • 95	2 .....	74 • 76
772 1 .....	59 • 79 • 92 • 117 • 119	3 .....	74
2 .....	59 • 91	797.....	74
3 .....	59 • 91	798.....	51 • 71 • 75
773.....	59 • 79 • 93 • 117 • 119	799 1 .....	75
774.....	57 • 60 • 79 • 91 • 96	2 .....	75
775 1 .....	48 • 51 • 61 • 79 • 93 • 96	800.....	75
2 .....	61	801 1 .....	75
776 .....	60 • 61 • 93	2 .....	75
777.....	62	802.....	76
778.....	51 • 56	803.....	76
779.....	48 • 67 • 132	804 1 .....	76
780.....	38 • 50 • 57 • 58 • 59 • 67	2 .....	76
781.....	57	805.....	76
782.....	57	806.....	76
783.....	59	807 1 .....	2 • 75
784.....	60	807 2 .....	75
785.....	59 • 67	808.....	79
786.....	60 • 67	809.....	79 • 117 • 119
787 1 .....	67 • 94	810.....	79
2 .....	67 • 94	811.....	79
3 .....	68 • 94	812.....	81 • 82
788 1 .....	25 • 29 • 51 • 66 • 71	813.....	57 • 79
2 .....	29	814.....	80
789.....	37 • 47 • 70	815.....	80
790.....	71 • 106 • 107	816.....	80
791.....	71 • 112	817.....	80
792.....	51 • 72	818.....	80
793.....	1 • 74 • 75	819.....	81 • 82
794.....	74	820 1 .....	51 • 58 • 85
795.....	75	2 .....	85



821.....	58 • 86	848.....	91 • 93 • 187 • 198
822.....	86 • 122	849.....	93
823.....	86 • 122	850.....	93
824.....	87	851.....	91
825.....	87	852.....	94 • 132
826.....	87	853.....	94
827 1 .....	88	854.....	38 • 94
2 .....	87 • 88 • 198	855.....	94
828.....	88	856.....	94
829 1 .....	88	857.....	94
2 .....	88 • 187 • 198	858.....	94
830.....	88	859.....	47 • 91 94
831 1 .....	88	860.....	94
2 .....	88	861.....	25 • 95
832.....	25 • 88	862 1 .....	95
833.....	89	2 .....	38 • 95
834.....	89	3 .....	96
835.....	89 • 122	863.....	96 • 117
836 1 .....	51 • 71 • 89	864.....	96
2 .....	85	865.....	96
3 .....	89	866.....	95 • 96
837.....	92 • 93	867.....	95 • 96
838.....	92	868.....	96
839.....	90 • 92 • 94	869.....	96
840.....	92	870.....	96
841.....	92	871.....	96
842.....	91	872.....	82 • 96
843.....	91 • 117 • 119	873.....	96
844.....	91	874.....	95
845.....	93	875.....	96
846.....	91 • 92 • 93 • 117 • 119	876.....	81 • 95 • 97
847.....	91 • 93	877 1 .....	36 • 82 • 95 • 98 • 99

2 .....	99	906.....	112 • 125
878.....	98 • 100 • 103 • 117	907.....	114 • 116 • 119 • 124 • 125
879.....	100	908.....	50 • 114 • 116 • 124 • 125
880.....	99 • 100	909 1 .....	38 • 117 • 119 • 125
881.....	100	2 .....	125
882.....	100	910.....	115 • 186
883.....	101	911 1 .....	114 • 115 • 117 • 124
884.....	95 • 101 • 102	2 .....	115
885.....	75 • 101	912.....	115
886.....	100 • 101 • 102 • 117	913.....	115 • 117
887.....	100 • 102 • 123	914.....	50 • 116
888.....	102 • 117	915.....	114 • 116 • 117 • 123
889.....	100 • 101	916.....	115 • 116 • 119
890.....	101	917.....	117 • 122 • 124
891.....	101	918.....	122
892.....	101	919 1 .....	122
893.....	101	2 .....	124
894.....	101	3 .....	114
895.....	50 • 100	920.....	114 • 122 • 124
896.....	50 • 99 • 104 • 114	921.....	121
897 1 .....	50 • 104	922.....	121
2 .....	104	923.....	122 • 123
898.....	50 • 104	924.....	122
899.....	103 • 111	925.....	122
900.....	103 • 111	926.....	129
901.....	112 • 113 • 186	927.....	122 • 143
902 1 .....	103 • 112 • 125	928.....	119 • 122
2 .....	71	929.....	123
3 .....	71	930.....	122
903.....	38 • 112 • 125	931.....	122
904.....	38 • 112 • 125	932.....	123
905.....	115 • 117	933.....	122



934.....	121•122	2.....	106
935.....	104	960.....	108
936.....	122-123	961.....	71•103
937.....	124	962.....	108
938.....	124	993.....	1•105
939.....	117•124	964.....	29•33•132•148
940.....	124	965.....	133•150•200
941.....	124	966.....	130•134
942.....	125	967 1.....	133•135•150•180
943.....	117•125	2.....	133•135
944.....	38•50•118•119•121	968 1.....	135
945 1.....	36•50•118•186	2.....	135
2.....	118•119	969.....	136
946 1.....	119	970 1.....	36•82•141•142•143
2.....	118	2.....	89•95•141
3.....	118	971.....	141•142
947 1.....	120	972.....	141•142
2.....	120	973.....	130•141•142
948.....	38•117•120	974.....	130•141•143
949.....	117	975 1.....	37•75•130•136•141
950.....	118	2.....	41•117•136
951.....	38•121	976.....	137•150•187•198
952.....	120	977 1.....	137•201
953.....	119	2.....	137
954 1.....	1•71•95•106•107	3.....	137
2.....	106	977 4.....	137•187•198
955 1.....	71•107	978 1.....	138•141•150
2.....	107	2.....	138
956.....	36•82•107	979 1.....	37•143
957.....	71•107	2.....	143
958.....	82•107	3.....	143
959 1.....	50•106	980.....	144

981.....	144•187•198	2.....	157
982.....	36•117•144	3.....	157
983.....	117•144	1008.....	157•180•187
984.....	36•82•145•162	1009 1.....	157
985 1.....	36•41•50•117•145	2.....	158
2.....	145	1010.....	159•186
3.....	145	1011.....	158•186
986.....	30•23•145	1012.....	159
987.....	146	1013.....	160
988.....	33•146	1014.....	160
989 1.....	33•147	1015.....	160
2.....	148	1016.....	161•186
3.....	33	1017 1.....	163
991.....	28•149	2.....	163
992.....	150	1018.....	163
993.....	150	1019.....	163
994.....	152	1020.....	41•141•151•162•163
995.....	152•178•179	1021 1.....	164
996 1.....	37•153	2.....	164•168
2.....	153	3.....	164•168
997.....	150	1022 1.....	163•203
998.....	150	1022 2.....	163
999.....	150	1023.....	162•164
1000.....	151•198	1024.....	164•170
1001.....	154•202	1025.....	162•165
1002.....	154	1026.....	165•172
1003.....	154•155	1027.....	165•173
1004.....	156	1028.....	165
1005.....	156•179	1029 1.....	166•167•173
1006 1.....	155•186•187	2.....	166
2.....	156	1030.....	166•176
1007 1.....	157•180•186	1031.....	166



1032..... 166  
 1033..... 166  
 1034..... 167-176  
 1035..... 167-176  
 1036 1 .....167-173  
       2 .....167  
       3 .....167  
 1037..... 167-187  
 1038..... 168  
 1039 1 .....168  
       2 .....168  
 1040 1 .....168  
       2 .....168  
 1041 1 .....170  
       2 .....171  
 1042..... 171  
 1043 1 .....170-173  
       2 .....171  
 1044 1 .....171  
       2 .....171  
 1045..... 171-173  
 1046..... 172  
 1047..... 172  
 1048..... 172-173  
 1049..... 172  
 1050 1 .....173  
       2 .....173  
 1051.....22-173-174  
 1052..... 175  
 1053..... 175  
 1054..... 175  
 1055..... 175

1056 1 .....175  
       2 .....175  
 1057 1 .....176  
       2 .....176  
 1058.....22-176-193  
 1059 1 .....136-176-177  
       2 .....177  
 1060.....88-188  
 1061..... 188-199  
 1062..... 188  
 1063..... 188-199  
 1064..... 187-200-201  
 1065..... 200-201  
 1066..... 199  
 1067..... 189-199  
 1068 1 .....189  
       2 .....192  
 1069..... 190  
 1070..... 191  
 1071..... 191  
 1072..... 191  
 1073..... 188-192  
 1074.....50-190-192  
 1075..... 192  
 1076 1 .....193-209  
       2 .....193  
       3 .....193  
 1077..... 194  
 1078 1 .....194  
       2 .....194  
 1079 1 .....194-209  
       2 .....195

      3 .....195  
 1080 1 .....195  
       2 .....195  
 1081..... 195  
 1082..... 194-195  
 1083..... 195  
 1084..... 192  
 1085..... 192  
 1086..... 195  
 1087 1 ..... 88-198  
       2 .....198  
 1088 1 .....201-203  
       2 .....203  
 1089..... 203  
 1090..... 130-203  
 1091..... 203  
 1092..... 151-201-202  
 1093..... 204  
 1094..... 204  
 1095 1 .....204  
       2 .....204  
 1096 1 .....201  
       2 .....201  
 1097..... 202  
 1098..... 200-204-205  
 1099..... 200-204  
 1100..... 205  
 1101 1 .....205  
       2 .....205  
 1102..... 205  
 1103 1 .....206  
       2 .....206

1104 1 .....206  
       2 .....206  
 1105..... 206  
 1106 1 .....209  
       2 .....209  
       3 .....209  
 1107..... 210  
 1108 1 .....210  
       2 .....210  
       3 .....210  
 1109..... 210  
 1110..... 211  
 1112..... 211  
 1113..... 212  
 1114 1 .....212  
       2 .....211-212  
 1115..... 212  
 1116..... 212  
 1117..... 211  
 1118..... 212  
 1119..... 213  
 1120..... 213  
 1121 1 .....213  
       2 .....213  
 1122..... 211  
 1123..... 213  
 1124..... 196  
 1125 1 .....197  
       2 .....197  
 1126..... 197  
 1127..... 197  
 1128..... 196



1120	199-207
1130 1	33-146-178
2	178
1131 1	179
2	179
1132 1	179-209
2	180-182
3	146-180
1133	180
1134	181
1135	182
1136	181
1137	181
1138	181
1139	182
1140	183
1141	182
1142	180-182
1143	181-183
1144	183
1145	183
1146	178-179-180

親族法改正要綱

條文	頁
第一	46-49
第二	47
第三	89
第四	20
第五	21
第七	39
第八	38

第九	82-87
第十	28
第十一	66
第十二	54-66
第十三	59
第十四	23-72-74
第十五	79-82
第十六	79
第十七	78-82
第十八	87
第十九	87
第二十	89
第二十一	91
第二十二	91
第二十四	94
第二十五	95
第二十六	96
第二十七	99-102
第二十八	99-104
第二十九	113
第三十	116
第三十一	119
第三十二	120
第三十三	120
第三十四	105

相續法改正要綱

條文	頁
第一	139
第二	132
第三	132
第四	132-142

第五	132-149
第六	152-156
第七	165
第八	136-150
第十	142
第十一	144
第十二	144-145
第十三	174
第十五	201-202
第十六	189-193-199
第十七	178-179

戶籍法

條文	頁
1	220
2	221
3	219-221
4	222
5	220-223-226
6	220-223
7	221-223
8	219
9	18-223
10	225
11	224
12	224
13	225
14	225
15	224
16	225-232
17	225
18	224-226

19	224-228
20	229-251
21	217-224-226-228
22	231
23	134-223-231-232
24	232
25	233
26	233-234
27	233-234-235
28	228
29	228
30	228
31	234-235
33	235
34	235
35	235
36	231-243-249
37	231
39	221-229-231-237-238
40	231-238
41	229-231-236-237
42	222
42 2	236
43	229-238-242-250-254-256
44	216-243
45	243
46	245
47	245-246-249-262
48	245-246
49	241-242-244
50	241-244-247
51	246



52.....246  
53.....246  
54.....246  
55.....245  
56.....234  
57..... 61·242·246·252  
58..... 242·247·257  
60..... 62·216·243  
61..... 216·230  
63..... 244·250  
64..... 21·100·221·224·229·230  
65..... 221·248  
67.....249  
68..... 246·247  
69..... 216·218·245·249·250  
70..... 238·243·250  
71.....250  
72..... 233·244·250  
73.....250  
74.....86·250  
75..... 230·250  
76.....250  
77..... 250·252  
78..... 17·21·218·246  
79..... 21·239·251  
80..... 239·251  
81.....88·252  
82..... 231·249·252  
83..... 88·250·252  
84..... 89·244·252  
85..... 198·253  
86..... 231·244·252·253

87..... 242·251·253  
88.....93·253  
89.....253  
90.....253  
91.....253  
92..... 243·253  
93..... 218·244·254·255  
94..... 242·246·253  
95..... 96·218·254  
96.....254  
97.....96·254  
98..... 244·255  
99..... 96·242·246·254  
100... 25·59·61·132·141·255  
101.....61·255  
102..... 230·232·255·256  
103..... 61·242·246·255  
104..... 81·218·256  
105..... 81·244·256  
106..... 81·242·256  
107..... 244·256  
108..... 244·256  
109.....257  
110..... 243·257  
111.....257  
112.....257  
113.....257  
114.....257  
115.....31·257  
116..... 244·247·250·258  
117..... 238·244·258  
118..... 238·243·258

119..... 229·258  
120..... 230·258  
121.....258  
122..... 230·258  
123..... 230·259  
124.....259  
125..... 29·152·243·259  
126.....259  
127..... 135·243·244·259  
128..... 135·243·260  
129..... 134·243·244·260·261  
130..... 243·259·260  
131..... 244·260  
132..... 244·260  
133.....260  
134.....260  
135.....261  
136..... 244·261  
137.....26·261  
138.....27·261  
139.....233  
140..... 233·261  
141..... 232·261  
142.....261  
143..... 233·262  
144..... 23·244·262  
145..... 19·218·262  
146.....21·262  
147.....263  
148..... 252·263  
149.....21·263  
150.....263

151.....263  
152..... 21·263  
153.....18·263  
154.....263  
155.....263  
156.....263  
157..... 230·248·263  
158..... 218·223·263  
159..... 243·263  
160.....263  
161..... 243·263  
162.....264  
163..... 233·263  
164..... 250·239  
165..... 66·94·230·239  
166.....66·239  
167..... 34·230·232·239  
168.....239  
169..... 219·222·249·264  
170.....264  
171.....264  
172.....264  
173..... 222·230·264  
174..... 222·264  
175.....264  
176..... 240·245·250  
177.....245  
178.....223  
179..... 223·245  
180.....249  
181.....217  
183.....217



184.....	217・224
185.....	217・218・224
186.....	218

### 寄留法

條文	頁
1.....	265・269
2.....	266
3.....	265
4.....	270

### 寄留手續令

條文	頁
1.....	265
2.....	266
3.....	266
4.....	266
5.....	267・270
6.....	269
7.....	268・269
8.....	268
9.....	266
10.....	266
11.....	266・267
12.....	266・268
13.....	266
14.....	268・269
15.....	269
16.....	268・268・269
17.....	266
18.....	266
19.....	268

21.....	266
22.....	270
24.....	270・271・272
25.....	270・271・272
26.....	270・271
27.....	270
28.....	270
29.....	270
30.....	270
31.....	270・271
32.....	271
33.....	270・271
34.....	270・271
35.....	272
36.....	269
37.....	270
38.....	271
39.....	270
40.....	270

### 人事訴訟手續法

條文	頁
1.....	67・70・79
3.....	79
4.....	79
7.....	70
16.....	70
18.....	67・79
22.....	67
24.....	94
27.....	86・89
28.....	86・122

29.....	86
30.....	86
31.....	104
32.....	104
33.....	133・137
34.....	137
35.....	33・133
36.....	30・33
37.....	137
39.....	88・104・137
41.....	122
126.....	38

### 非訟事件手續法

條文	頁
19.....	118
65.....	133
67.....	170
85.....	133
90.....	32
92.....	100
96.....	118
97.....	133
103.....	133・163
104.....	133・165・168
106.....	163・165・168
109.....	194・195
111.....	209
112.....	209
113.....	210
115.....	210



昭和十六年五月一日 印刷發行  
昭和十七年四月十五日 增訂版發行  
昭和十八年九月廿五日 改訂版發行  
昭和十八年十月一日 改訂版發行

一〇〇〇部

身分法概論  
定價金參圓  
特別行爲 十六錢  
稅相當額 十六錢  
合計賣價參圓十六錢



(出文協承認)  
ア 440596

著者 小池隆一

發行者 東京都芝區三田二丁目十二番地 倉持寒四郎

印刷者 東京都芝區西久保巴町四十六番地 中島豐治  
(東京一三二三)

發行所 東京都芝區三田二丁目十二番地 金文堂書店  
電話三田(45)一七七八番  
振替東京一五一九六番

配給元 東京都神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

豐文堂印刷所



書庫

法律資料第一課  
28.1.20  
調查立法考查局



Jan 2

7  
x  
0

5-11



